

第 613 号（平 成 18 年 1 月 13 日 発 行）	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔規則〕

- △ 横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則【福祉局保育運営課】 4
- △ 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境影響評価課】 5

〔告示〕

- △ 平成 17 年度横浜市一般会計補正予算（第 6 号）の要領公表【総務局総務課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【福祉局保護課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【福祉局保護課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【福祉局保護課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【福祉局保護課】 14
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【福祉局保護課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【福祉局保護課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【福祉局保護課】 21
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 22
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 27
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 33
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 41
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 42
- △ 国道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 43
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 44
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 45
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 71
- △ 自転車及び歩行者専用道路の指定【道路局路政課】 73

〔公告〕

- △ 横浜市技能文化会館の指定管理者の指定【市民局勤労福祉課】 74
- △ 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定【福祉局高齢福祉推進課】 75
- △ 横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定【衛生局保健政策課】 76
- △ 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定【衛生局精神保健福祉課】 77
- △ 環境影響評価準備書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 78
- △ 公園の指定管理者の指定【環境創造局水・緑管理課】 79
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 83
- △ 同 【環境創造局管路保全課】 84
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画等の市素案の公聴会の開催【まちづくり調整局都市計画課】 85
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の計画案の縦覧【まちづくり調整局都市計画課】 86
- △ 建築協定に加わる意思の表示【まちづくり調整局建築調整課】 87
- △ 建築基準法に基づく措置命令【まちづくり調整局違反对策課】 88
- △ 都市計画法に基づく措置命令【まちづくり調整局違反对策課】 89

△	開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局宅地指導課】	90
△	同【まちづくり調整局宅地指導課】	91
△	同【まちづくり調整局宅地指導課】	92
△	同【まちづくり調整局宅地指導課】	93
△	同【まちづくり調整局宅地指導課】	94
△	同【まちづくり調整局宅地指導課】	95
△	同【まちづくり調整局中部建築事務所】	96
△	同【まちづくり調整局中部建築事務所】	97
△	同【まちづくり調整局中部建築事務所】	98
△	同【まちづくり調整局中部建築事務所】	99
△	同【まちづくり調整局南部建築事務所】	100
△	同【まちづくり調整局北部建築事務所】	101
△	同【まちづくり調整局北部建築事務所】	102
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【まちづくり調整局北部建築事務所】	103
△	同【まちづくり調整局南部建築事務所】	104
△	同【まちづくり調整局南部建築事務所】	105
△	同【まちづくり調整局西部建築事務所】	106
△	地域まちづくり組織の認定【都市整備局地域整備支援課】	107
△	同【都市整備局地域整備支援課】	108
△	地域まちづくりルールの認定及び建築等の範囲【都市整備局地域整備支援課】	109
△	港湾施設の指定管理者の指定【港湾局港湾経営課】	110
△	横浜市海づくり施設の指定管理者の指定【港湾局南部管理課】	112
[達]		
△	資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程及び横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【資源循環局職員課】	113
[区告示]		
△	地縁による団体の認可【旭区地域振興課】	115
△	地縁による団体の認可の告示事項の変更【港南区地域振興課】	116
△	同【港南区地域振興課】	117
△	同【港南区地域振興課】	118
△	同【港南区地域振興課】	119
△	同【港南区地域振興課】	120
△	同【港南区地域振興課】	121
△	同【港南区地域振興課】	122
[区公告]		
△	横浜市大岡地区センター等の指定管理者の指定【南区地域振興課】	123
△	老人福祉センター横浜市南寿荘の指定管理者の指定【南区地域振興課】	124
△	老人福祉センター横浜市野毛山荘の指定管理者の指定【西区地域振興課】	125
△	横浜市希望が丘地区センター等の指定管理者の指定【旭区地域振興課】	126
△	老人福祉センター横浜市福寿荘の指定管理者の指定【旭区地域振興課】	127
△	横浜市上矢部地区センター等の指定管理者の指定【戸塚区地域振興課】	128
△	老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定【戸塚区地域振興課】	129
△	老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の指定【金沢区地域振興課】	130
△	老人福祉センター横浜市狩場緑風荘の指定管理者の指定【保土ケ谷区地域振興課】	131
△	横浜市十日市場スポーツ会館及び老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘の指定管理者の指定	132

【緑区地域振興課】

〔水道局〕

△ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	133
△ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程【人事課】	136
△ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【業務課】	140

〔交通局〕

△ 横浜市交通局企業職員の給料に関する規程及び横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部を改正する規程【職員課】	141
△ 横浜市交通局企業職員の給料に関する規程等の一部を改正する規程【職員課】	145

〔病院経営局〕

△ 横浜市病院経営局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程【総務改革担当】	153
△ 横浜市病院経営局の任期付職員の給与の特例に関する規程【総務改革担当】	164

〔教育委員会〕

△ 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【教職員人事課】	168
△ 同【高等学校教育課】	170
△ 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正【教職員人事課】	171

〔区選挙管理委員会〕

△ 委員の補欠【中区】	172
△ 委員長等の住所及び氏名【鶴見区】	173
△ 同【神奈川区】	174
△ 同【西区】	175
△ 同【中区】	176
△ 同【磯子区】	177
△ 同【戸塚区】	178
△ 同【栄区】	179
△ 同【泉区】	180

〔監査委員〕

△ 平成 17 年度第 1 回定期監査及び第 1 回財政援助団体等監査の結果公表【監査事務局財務監査部】	181
--	-----

〔市会〕

△ 平成 17 年第 4 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】	182
△ 同（第 2 日）【議事課】	185
△ 同（第 3 日）【議事課】	186

〔正誤〕

189

規 則

横 浜 市 保 育 所 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 2 号

横 浜 市 保 育 所 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 保 育 所 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 規 則 第 46 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 の 表 横 浜 市 矢 向 保 育 園 の 項、 横 浜 市 六 ツ 川 西 保 育 園 の 項、
横 浜 市 霧 が 丘 保 育 園 の 項 及 び 横 浜 市 勝 田 保 育 園 の 項 を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は、 平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第 3 号

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 5 月横浜市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号イ中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同号カ中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同号ク中「第 69 条第 1 項」を「第 109 条第 1 項」に改める。

別表第 1 の 1 の項第 1 分類事業の要件の欄 ②中「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改め、同項第 1 分類事業の要件の欄 ③及び ④中「日本道路公団、首都高速道路公団」を「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社」に改め、同表の 4 の項第 1 分類事業の要件の欄 ①中「第 2 条第 1 項第 14 号」を「第 2 条第 1 項第 16 号」に改め、同表の 10 の項第 2 分類事業の要件の欄中「第 12 条の 5 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 6 項」に改める。

別表第 2 の 1 の項方法書の提出時期の欄中「第 2 条の 3 の規定に基づく認可」を「第 3 条第 1 項の規定に基づく許可」に改め、同項中

(3) 道路整備特別措置法の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項の規定により指定を受けようとする自動車専用道路の新設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第3条第1項、第7条の12第1項若しくは第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第7条の3の認可の申請
(4) 道路整備特別措置法の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受けようとする又は指定を受けた自動車専用道路の改築の事業	(2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあっては道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更

を

「

(3) 道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項の規定により指定を受けようとする自動車専用道路の新設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあつては同法第3条第1項、第10条第1項又は第18条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあつては道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更
(4) 道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受けようとする又は指定を受けた自動車専用道路の改築の事業	

」

に改め、同表の3の項方法書の提出時期の欄中

「

次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 都市計画法第32条の規定に基づく協議（以下「都市計画法の管理者への協議」という。） (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「宅造法の許可申請又は協議」という。） (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第3条第1項の規定に基づく許可の申請（以下「生活環境保全条例の許可申請」という。） (4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項の規定に基づく届出 (5) 水質汚濁防止法第5条の規定に基づく届出 (6) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和34年法律第17号）第4条第1項ただし書の規定に基づく許可の申請（以下「工業等の制限に関する許可」という。） (7) 建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請書の提出又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知（以下「建築確認申請等」という。） (8) 工場立地法第6条第1項の規定に基づく届出（以下「工場立地法の届出」という。）
--

次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。

- (1) 都市計画法の管理者への協議
- (2) 宅造法の許可申請又は協議
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づく許可の申請（以下「生活環境保全条例の変更許可申請」という。）
- (4) 大気汚染防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出
- (5) 水質汚濁防止法第 7 条の規定に基づく届出
- (6) 工業等の制限に関する許可
- (7) 建築確認申請等
- (8) 工場立地法の届出

を
「

次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。

- (1) 都市計画法第32条の規定に基づく協議（以下「都市計画法の管理者への協議」という。）
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「宅造法の許可申請又は協議」という。）
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく許可の申請（以下「生活環境保全条例の許可申請」という。）
- (4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第 6 条第 1 項の規定に基づく届出
- (5) 水質汚濁防止法第 5 条の規定に基づく届出
- (6) 建築基準法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認の申請書の提出又は同法第18条第 2 項の規定に基づく計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）
- (7) 工場立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出（以下「工場立地法の届出」という。）

次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。

- (1) 都市計画法の管理者への協議
- (2) 宅造法の許可申請又は協議
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づく許可の申請（以下「生活環境保全条例の変更許可申請」という。）
- (4) 大気汚染防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出
- (5) 水質汚濁防止法第 7 条の規定に基づく届出
- (6) 建築確認申請等
- (7) 工場立地法の届出

」
に改め、同表の 6 の項方法書の提出時期の欄中「第 15 条の 2 の 4 第 1 項」を「第 15 条の 2 の 5 第 1 項」に改める。

第 3 号様式及び第 5 号様式中「対象区域」を「対象地域」に改める。

第 6 号様式中「位置又は区域」を「実施区域」に改める。

第 12 号様式中「実施されるべき区域」を「実施区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 15 号

平 成 17 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） の 要 領 公
表

平 成 17 年 12 月 22 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 平 成 17 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 告 示 第 16 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 に 規 定 す る 医 療 機 関
と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 17 年 10 月 1 日	くじら薬局公田店	栄区桂町 682 番地
平 成 17 年 11 月 1 日	医療法人社団オルト横浜クリニック	神奈川区新子安一丁目 2 番 4 号
同	おおの歯科医院	港南区最戸一丁目 14 番 27 号
平 成 17 年 11 月 11 日	あすなろ整形外科クリニック	都筑区茅ヶ崎中央 51 番 1 号
平 成 17 年 11 月 15 日	綱島ホームケアクリニック	港北区綱島西二丁目 16 番 19 号
平 成 17 年 11 月 21 日	たけレディースクリニック	中区常盤町 3 丁目 36 番地
平 成 17 年 11 月 24 日	スリーアイ薬局鶴見店	鶴見区豊岡町 22 番 30 号
平 成 17 年 11 月 25 日	えんどう矯正歯科クリニック	旭区二俣川 1 丁目 5 番地
平 成 17 年 11 月 29 日	榎が丘歯科クリニック	青葉区榎が丘 26 番地の 35
同	ハマユウ薬局	戸塚区戸塚町 3,924 番地
平 成 17 年 12 月 1 日	医療法人社団銀杏会中村胃腸科内科医院	神奈川区上反町 2 丁目 16 番地の 5
同	吉尾クリニックサテライト	神奈川区西神奈川二丁目 7 番地の 3
同	横浜中央薬局	南区浦舟町 3 丁目 38 番地
同	医療法人渋谷医院	磯子区杉田一丁目 1 番 1 号

同	白鳥整形外科	青葉区青葉台二丁目 9番地の10
同	ワタキュー薬局まいおか店	戸塚区舞岡町 3,430 番地の4
平成17年12月2日	グミサワ調剤薬局	戸塚区汲沢町 163番 地の1
同	おたに耳鼻咽喉科	戸塚区原宿四丁目15 番7号

2 指定訪問看護事業者等

指定年月 日	事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	訪問看護 ステーション等 の名称	訪問看護ステーション等 の所在地
平成17年 10月15日	株式会社 アイサン	海老名市上郷 1丁目17番33 号	ステーション三樹	泉区中田北三丁目 45番10号
平成17年 11月3日	医療法人 社団鵬友会	泉区新橋町1, 783番地	医療法人 鵬友会あ したば訪 問看護ス テーション	旭区本村町 105番 地

横 浜 市 告 示 第 17 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 施 術 者 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 49 条 に 規 定 す る 施 術 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平 成 17 年 10 月 1 日	望 月 秀 雄	健 康 堂 整 骨 院	鶴 見 区 生 麦 五 丁 目 1 番 7 号
平 成 17 年 11 月 1 日	伊 藤 智 昭	あ い 整 骨 院	鶴 見 区 鶴 見 市 場 上 町 1 番 8 号
平 成 17 年 11 月 17 日	亀 岡 孝 行	北 青 山 接 骨 院	東 京 都 港 区 北 青 山 3 丁 目 3 番 7 号
平 成 17 年 11 月 30 日	佐 藤 尚 祐	せ せ ら ぎ 治 療 院	磯 子 区 洋 光 台 五 丁 目 6 番 26 号
平 成 17 年 12 月 13 日	國 澤 英 司	や す ら ぎ 治 療 院	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 15 番 1 号

横浜市告示第18号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条に規定する指定医療機関を、次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年 1 月13日

横浜市長 中 田 宏

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成17年 7 月 4 日	高橋医院	都筑区勝田町294番地の4
平成17年 9 月 30 日	リジョイス薬局鴨居西店	緑区白山一丁目1番3号
同	エヴリー公田薬局	栄区桂町682番地
平成17年10月31日	オルト横浜クリニック	神奈川区新子安一丁目2番4号
平成17年11月30日	中村胃腸科内科医院	神奈川区上反町2丁目16番地
同	横浜中央薬局	南区浦舟町3丁目38番地
同	渋谷医院	磯子区杉田一丁目1番1号
同	村田整形外科	青葉区青葉台二丁目9番地の10
平成17年12月1日	黒田クリニック	西区楠町18番地の6

横 浜 市 告 示 第 19 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 指 定 の 辞 退

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 に 規 定 す る 指 定 医 療
機 関 に 、 次 の と お り そ の 指 定 の 辞 退 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 17 年 11 月 12 日	医 療 法 人 淳 仁 会 山 口 皮 膚 科	戸 塚 区 戸 塚 町 3,916 番 地 の 1

横浜市告示第20号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に規定する介護機関として、次のとおり指定した。

平成18年 1 月13日

横浜市長 中 田 宏

1 居宅介護事業者（訪問介護）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成17年9月1日	特定非営利活動法人ワーカーズコープ愛ヶ谷	保土ヶ谷区1丁目6番地7	特定非営利活動法人ワーカーズコープ愛ヶ谷	保土ヶ谷区1丁目6番地7
平成17年11月1日	株式会社ヘルスケア美容ネットワーク	青葉区鴨志田町561番地の1	マンボウヘルスパークサービス	青葉区鴨志田町561番地の1
平成17年11月11日	株式会社ライズ・インターナショナル	川崎市多摩区西生田2丁目6番7号	ケアステーションしんらい新横浜店	港北区大戸町639番地の2
平成17年12月1日	株式会社キンロウ	西区伊勢町3番地の128	アローネ横浜平沼	西区平沼一丁目6番17号

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成17年12月1日	有限会社ケア・アイゴ	青葉区藤が丘一丁目28番地の19	ケア・アイゴ青葉	青葉区藤が丘一丁目28番地の19

3 居宅介護事業者（訪問看護）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成17年10月17日	小手川文久枝	港北区樽町四丁目9番30号	みなとメディンケア・クリニック	港北区樽町四丁目9番30号
平成17年11月1日	医療法人社団修孝会	港北区綱島西二丁目16番19号	綱島ホームケアクリニック	港北区綱島西二丁目16番19号

平成 17年 12月 1日	セントケア株 式会社	東京都中央 区京橋2丁 目8番7号	セントケア訪 問看護ステ ーション妙蓮寺	港北区菊名 一丁目3番 8号
------------------------	---------------	-------------------------	----------------------------	----------------------

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成 17年 10月 17日	小手川文久枝	港北区樽町 四丁目9番 30号	みなとメデ ィ・クリニ ック	港北区樽町 四丁目9番 30号
平成 17年 11月 1日	医療法人社団 修孝会	港北区綱島 西二丁目16 番19号	綱島ホームケ アクリニック	港北区綱島 西二丁目16 番19号
平成 17年 12月 2日	大越修	青葉区藤が 丘二丁目4 番地の3	大越クリニッ ク	青葉区藤が 丘二丁目4 番地の3

5 居宅介護事業者（通所介護）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平成 17年 11月 25日	株式会社ライ ズ・インター ナショナル	川崎市多摩 区西生田2 丁目6番7 号	ケアステーシ ョンしんらい 新横浜店	港北区大豆 戸町639番 地の2
平成 17年 12月 1日	株式会社やま ねメディカル	広島市中区 八丁堀15番 6号	デイサービス センターなご やか西横浜第 二	西区久保町 3番1号
同	株式会社アス ト	中区山下町 70番地の12	デイサービス ボンジュール	保土ケ谷区 釜台町15番 16号
同	株式会社ニチ イ学館	東京都千代 田区神田駿 河台2丁目 9番	アイリスケア センター富岡 東	金沢区富岡 四丁目2番 1号
同	有限会社ピュ ア・ケア・シ ョイナー	戸塚区鳥が 丘14番地の 2	デイサービス しょうわ	戸塚区汲沢 町474番地 の6
平成 17年 12月 9日	株式会社産学 社	東京都中央 区八丁堀3 丁目13番8 号	デイサービス 三喜	港南区港南 台五丁目23 番14号

6 居 宅 介 護 事 業 者 (認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護)

指 定 月 年 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 11 月 1 日	医 療 法 人 恭 和 会	都 筑 区 茅 ケ 崎 東 五 丁 目 8 番 13 号	グ ル ー プ ホ ー ム グ リ ー ン ヴ ィ レ ッ ジ	都 筑 区 茅 ケ 崎 東 五 丁 目 8 番 13 号
平 成 17 年 11 月 16 日	有 限 会 社 タ ワ ラ	川 崎 市 麻 生 区 片 平 4 丁 目 15 番 6 号	グ ル ー プ ホ ー ム 結 の 家	緑 区 新 治 町 1,476 番 地 の 4
平 成 17 年 12 月 1 日	株 式 会 社 ソ ー シ ャ ル ・ ク リ エ イ テ ィ ン グ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	港 北 区 新 横 浜 一 丁 目 3 番 地 の 1	S C C ラ イ フ ケ ア @ し ん よ こ は ま	港 北 区 鳥 山 町 1,047 番 地 の 1
同	医 療 法 人 泉 心 会	相 模 原 市 古 淵 3 丁 目 18 番 13 号	医 療 法 人 泉 心 会 グ ル ー プ ホ ー ム お ら ん ち	緑 区 十 日 市 場 町 874 番 地 の 12
同	有 限 会 社 真 全	緑 区 長 津 田 町 2,365 番 地	グ ル ー プ ホ ー ム ま っ と う	緑 区 長 津 田 町 2,365 番 地
同	株 式 会 社 ア イ シ マ	瀬 谷 区 阿 久 和 南 三 丁 目 15 番 地 の 8	グ ル ー プ ホ ー ム ゆ と り	泉 区 和 泉 町 1,295 番 地
同	株 式 会 社 い っ し ん	茨 城 県 か す み が う ら 市 下 稲 吉 2,27 9 番 地 の 1	グ ル ー プ ホ ー ム い っ し ん 館 瀬 谷	瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 49 番 地 の 1

7 居 宅 介 護 事 業 者 (福 祉 用 具 貸 与)

指 定 月 年 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 11 月 11 日	株 式 会 社 ラ イ ズ ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	川 崎 市 多 摩 区 西 生 田 2 丁 目 6 番 7 号	ケ ア ス テ ー シ ョ ン し ん ら い 新 横 浜 店	港 北 区 大 豆 戸 町 639 番 地 の 2
平 成 17 年 11 月 16 日	有 限 会 社 め ぐ み 介 護 サ ー ビ ス	西 区 宮 ケ 谷 25 番 地 の 2	有 限 会 社 め ぐ み 介 護 サ ー ビ ス	西 区 宮 ケ 谷 25 番 地 の 2
平 成 17 年 12 月 1 日	松 下 電 工 エ イ ジ フ リ ー シ ョ ッ プ ス 株 式 会 社	大 阪 府 門 真 市 門 真 1,04 8 番 地	松 下 電 工 エ イ ジ フ リ ー シ ョ ッ プ ス 株 式 会 社 藤 が 丘	青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 28 番 地 の 20

平成 17年 12月 6日	有限会社 つみ き住工房	鶴見区北寺 尾七丁目18 番3号	有限会社 つみ き住工房	鶴見区北寺 尾七丁目18 番3号
------------------------	-----------------	------------------------	-----------------	------------------------

8 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
平成 17年 10月 15日	株式会社産学 社	東京都中央 区八丁堀3 丁目13番8 号	デイスーパー 三喜	港南区港南 台五丁目23 番14号
平成 17年 11月 11日	株式会社ライ ズ・インター ナショナル	川崎市多摩 区西生田2 丁目6番7 号	ケアステーション しんらい 新横浜店	港北区大豆 戸町639番 地の2
平成 17年 12月 1日	社会福祉法人 楠会	南区六ツ川 四丁目1,23 4番地の45	香樹の里サポ ートセンター	南区六ツ川 四丁目1,23 4番地の45

横 浜 市 告 示 第 21 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 指 定 介 護 機 関 を 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 10 月 1 日	株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 2 丁 目 9 番	ア イ リ ス ケ ア セ ン タ ー 戸 塚	（ 新 ） 戸 塚 区 戸 塚 町 3,982 番 地 の 1
				（ 旧 ） 戸 塚 区 上 倉 田 町 489 番 地 の 1
平 成 17 年 12 月 1 日	株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 2 丁 目 9 番	ア イ リ ス ケ ア セ ン タ ー い そ ご	（ 新 ） 磯 子 区 東 町 15 番 32 号
				（ 旧 ） 磯 子 区 森 一 丁 目 10 番 20 号

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 入 浴 介 護 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 11 月 1 日	株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 2 丁 目 9 番	（ 新 ） ア イ リ ス ケ ア セ ン タ ー 富 岡 東 入 浴	（ 新 ） 金 沢 区 富 岡 東 四 丁 目 2 番 1 号
			（ 旧 ） ア イ リ ス ケ ア セ ン タ ー 金 沢 文 庫 入 浴	（ 旧 ） 金 沢 区 泥 亀 一 丁 目 18 番 8 号

3 居 宅 介 護 事 業 者 （ 福 祉 用 具 貸 与 ）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 12 月 1 日	株 式 会 社 キ ン ロ ウ	西 区 伊 勢 町 3 番 地 の 128	（ 新 ） ア ロ ー ネ 横 浜 中 央	（ 新 ） 西 区 中 央 一 丁 目 4 番 18 号
			（ 旧 ） ア ロ ー ネ 横 浜	（ 旧 ） 西 区 平 沼 一 丁 目 6 番 17 号

4 居 宅 介 護 支 援 事 業 者

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 所 在 地
平 成 17 年 10 月 1 日	株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 2 丁 目 9 番	ア イ リ ス ケ ア セ ン タ ー 戸 塚	(新) 戸 塚 区 戸 塚 町 3,982 番 地 の 1
				(旧) 戸 塚 区 上 倉 田 町 489 番 地 の 1
平 成 17 年 12 月 1 日	株 式 会 社 キ ン ロ ウ	西 区 伊 勢 町 3 番 地 の 128	(新) ア ロ ー ネ 横 浜 中 央	(新) 西 区 中 央 一 丁 目 4 番 18 号
			(旧) ア ロ ー ネ 横 浜	(旧) 西 区 平 沼 一 丁 目 6 番 17 号

横 浜 市 告 示 第 22 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 廃 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 指 定 介 護 機 関 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年10月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	アイリスケアセンター西横浜	西区浜松町8番26号
平成17年11月30日	株式会社キンロウ	西区伊勢町3番地の128	アローネ横浜	西区平沼一丁目6番17号
平成17年12月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	アイリスケアセンター根岸	磯子区東町15番32号

2 居 宅 介 護 事 業 者 （ 福 祉 用 具 貸 与 ）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年10月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	アイリスケアセンター西横浜	西区浜松町8番26号

3 居 宅 介 護 支 援 事 業 者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成17年9月30日	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン横浜戸塚ケアセンター	戸塚区戸塚町2,768番地
平成17年10月31日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	アイリスケアセンター西横浜	西区浜松町8番26号

横 浜 市 告 示 第 23 号

市 道 路 線 の 認 定

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 8 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の ように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

路 線 名	起 終 点
末 吉 橋 第 2 0 8 号 線	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 1,493 番 の 3 地 先 同 区 同 1,456 番 の 29 地 先
大 口 第 6 7 2 号 線	神 奈 川 区 松 見 町 2 丁 目 408 番 の 1 地 先 同 区 同 町 同 425 番 の 6 地 先
大 口 第 6 7 3 号 線	神 奈 川 区 松 見 町 2 丁 目 435 番 の 3 地 先 同 区 同 町 同 421 番 の 4 地 先
井 土 ケ 谷 第 6 5 1 号 線	南 区 永 田 南 一 丁 目 1,860 番 の 82 地 先 同 区 同 1,931 番 の 3 地 先
井 土 ケ 谷 第 6 5 2 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,159 番 地 先 同 区 同 2,175 番 の 2 地 先
井 土 ケ 谷 第 6 5 3 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,184 番 の 1 地 先 同 区 同 2,101 番 の 1 地 先
井 土 ケ 谷 第 6 5 4 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,102 番 の 2 地 先 同 区 同 2,175 番 の 2 地 先
蒔 田 第 6 0 4 号 線	南 区 平 楽 115 番 の 6 地 先 中 区 大 平 町 71 番 の 4 地 先
下 永 谷 第 6 6 2 号 線	港 南 区 芹 が 谷 四 丁 目 2,171 番 の 6 地 先 同 区 同 1,006 番 の 2 地 先
野 庭 第 4 9 2 号 線	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 5,943 番 の 1 地 先 同 区 同 5,944 番 の 1 地 先

野 第	庭 4 9 3 号 線	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 5,369 番 の 1 地 先 同 区 同 同 番 の 13 地 先
保 第	土 ケ 谷 5 3 5 号 線	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 468 番 の 2 地 先 同 区 同 町 470 番 の 1 地 先
市 第	沢 4 2 1 号 線	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 531 番 の 9 地 先 同 区 同 町 同 番 の 34 地 先
希 第	望 が 丘 6 3 3 号 線	旭 区 善 部 町 103 番 の 11 地 先 同 区 同 町 101 番 の 6 地 先
洋 第	光 台 3 9 4 号 線	磯 子 区 杉 田 二 丁 目 1,611 番 の 166 地 先 同 区 同 同 番 の 22 地 先
朝 第	比 奈 4 9 2 号 線	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 1,452 番 の 8 地 先 同 区 同 1,423 番 の 10 地 先
川 第	向 3 3 6 号 線	港 北 区 新 羽 町 964 番 の 9 地 先 同 区 同 町 同 番 の 2 地 先
市 第	ヶ 尾 3 6 7 号 線	青 葉 区 上 谷 本 町 81 番 の 2 地 先 同 区 同 町 78 番 の 1 地 先
池 第	辺 6 1 2 号 線	都 筑 区 富 士 見 が 丘 9 番 の 24 地 先 同 区 同 同 番 の 33 地 先
中 第	川 7 3 9 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 5 番 の 1 地 先 同 区 同 3 番 の 26 地 先
中 第	川 7 4 0 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 3 番 の 1 地 先 同 区 同 5 番 の 10 地 先
中 第	川 7 4 1 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 3 番 の 2 地 先 同 区 同 4 番 の 11 地 先
中 第	川 7 4 2 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 2 番 の 1 地 先 同 区 同 1 番 の 7 地 先
中 第	川 7 4 3 号 線	都 筑 区 茅 ケ 崎 中 央 60 番 の 1 地 先 同 区 同 59 番 の 2 地 先

中 第	川 7 4 4 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 18 地 先 同 区 同 町 3,001 番 の 8 地 先
中 第	川 7 4 5 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,002 番 の 2 地 先 同 区 同 町 655 番 の 4 地 先
中 第	川 7 4 6 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 1 地 先 同 区 同 町 3,002 番 の 6 地 先
中 第	川 7 4 7 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,004 番 の 1 地 先 同 区 同 町 3,003 番 の 11 地 先
中 第	川 7 4 8 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 11 地 先 同 区 同 町 同 番 の 10 地 先
中 第	川 7 4 9 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 1 番 の 1 地 先 同 区 同 5 番 の 11 地 先
中 第	川 7 5 0 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 6 番 の 1 地 先 同 区 同 7 番 の 10 地 先
中 第	川 7 5 1 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 5 番 の 11 地 先 同 区 同 6 番 の 8 地 先
中 第	川 7 5 2 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 2 番 地 先 同 区 同 7 番 の 6 地 先
中 第	川 7 5 3 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 2 番 地 先 同 区 同 3 番 の 1 地 先
中 第	川 7 5 4 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 3 番 の 4 地 先 同 区 同 4 番 の 24 地 先
中 第	川 7 5 5 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 4 番 の 12 地 先 同 区 同 9 番 の 6 地 先
中 第	川 7 5 6 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 9 番 の 1 地 先 同 区 同 8 番 の 6 地 先
中 第	川 7 5 7 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 6 番 の 11 地 先 同 区 同 1 番 の 1 地 先

中 第	川 7 5 8 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,001 番 の 8 地 先 同 区 同 町 667 番 地 先
中 第	川 7 5 9 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 三 丁 目 27 番 の 1 地 先 同 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 3 番 の 5 地 先
中 第	川 7 6 0 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 1 番 の 1 地 先 同 区 同 同 番 の 5 地 先
中 第	川 7 6 1 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 3 番 の 1 地 先 同 区 同 同 番 の 3 地 先
中 第	川 7 6 2 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 4 番 の 1 地 先 同 区 茅 ヶ 崎 中 央 53 番 の 1 地 先
戸 第	塚 5 8 3 号 線	戸 塚 区 吉 田 町 1,408 番 の 32 地 先 同 区 同 町 同 番 の 41 地 先
汲 第	沢 4 9 3 号 線	戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1,387 番 の 4 地 先 同 区 同 同 番 の 11 地 先
俣 第	野 3 5 6 号 線	戸 塚 区 深 谷 町 1,647 番 の 25 地 先 同 区 同 町 同 番 の 19 地 先
上 第	永 谷 4 7 7 号 線	戸 塚 区 下 倉 田 町 1,613 番 の 33 地 先 同 区 同 町 同 番 の 31 地 先
今 第	井 3 5 6 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,778 番 の 1 地 先 保 土 ヶ 谷 区 境 木 本 町 247 番 地 先
名 第	瀬 5 8 1 号 線	泉 区 岡 津 町 1,454 番 地 先 同 区 同 町 1,452 番 の 1 地 先
名 第	瀬 5 8 2 号 線	泉 区 岡 津 町 1,452 番 の 1 地 先 同 区 同 町 1,439 番 の 1 地 先
中 第	田 5 9 4 号 線	泉 区 中 田 北 三 丁 目 3,183 番 の 11 地 先 同 区 同 3,182 番 の 5 地 先
中 第	田 5 9 5 号 線	泉 区 中 田 東 二 丁 目 1,767 番 の 11 地 先 同 区 同 同 番 の 8 地 先

中 第	田 5 9 6 号 線	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,602 番 の 18 地 先 同 区 同 同 番 の 34 地 先
五 第	貫 目 1 5 9 号 線	瀬 谷 区 上 瀬 谷 町 13 番 の 7 地 先 同 区 瀬 谷 町 6,971 番 地 先
下 第	瀬 谷 5 2 3 号 線	瀬 谷 区 阿 久 和 西 三 丁 目 15 番 の 7 地 先 同 区 同 同 番 の 12 地 先

横 浜 市 告 示 第 24 号

市 道 路 線 の 廃 止

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 10 条 第 1 項 の
規 定 に 基 づ き 、 次 の よう に 市 道 路 線 を 廃 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 告 示 の 日 か
ら 15 日 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

路 線 名	起 終 点
末 吉 橋 第 1 7 5 号 線	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 1,481 番 の 1 地 先 同 区 同 1,471 番 地 先
峰 沢 第 7 3 号 線	神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 167 番 の 3 地 先 同 区 同 町 同 番 の 35 地 先
保 土 ケ 谷 第 3 8 9 号 線	南 区 永 田 北 二 丁 目 1,309 番 地 先
井 土 ケ 谷 第 4 4 号 線	南 区 永 田 南 一 丁 目 1,860 番 の 82 地 先 同 区 同 1,943 番 の 2 地 先
井 土 ケ 谷 第 4 4 号 線	南 区 六 ツ 川 一 丁 目 115 番 の 1 地 先 同 区 同 1 番 の 1 地 先
井 土 ケ 谷 第 9 4 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,188 番 地 先 同 区 同 2,039 番 の 6 地 先
井 土 ケ 谷 第 1 0 2 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,108 番 の 6 地 先 同 区 同 2,102 番 の 1 地 先
井 土 ケ 谷 第 1 0 3 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,116 番 地 先 同 区 同 2,114 番 地 先
井 土 ケ 谷 第 1 0 4 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,030 番 の 54 地 先 同 区 同 2,046 番 の 4 地 先
井 土 ケ 谷 第 1 0 5 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,176 番 の 13 地 先 同 区 同 2,178 番 の 4 地 先

上 第	大 1 5 3 号 線	岡	南区大岡五丁目 2,260 番地先 同区同 1,358 番の 2 地先
野 第	庭 1 1 号 線		港南区野庭町 857 番の 1 地先
下 第	永 3 0 号 線	谷	港南区芹が谷四丁目 2,171 番の 2 地先 同区同 1,006 番の 11 地先
野 第	庭 4 9 1 号 線		港南区日野南四丁目 5,943 番の 1 地先 同区同 5,954 番地先
希 第	望 6 3 4 号 線	が 丘	旭区善部町 5 番の 7 地先 同区同 町同番の 2 地先
磯 第	子 1 2 7 号 線		磯子区岡村七丁目 1,370 番地先 同区岡村二丁目 444 番地先
朝 第	比 9 6 号 線	奈	金沢区釜利谷南二丁目 1,452 番の 4 地先 同区同 同 番の 8 地先
日 第	吉 6 号 線	東 部	港北区日吉三丁目 863 番の 1 地先
北 第	寺 5 号 線	尾	港北区菊名五丁目 604 番の 1 地先 同区同 593 番地先
師 第	岡 2 9 号 線		港北区榎町三丁目 1,584 番の 1 地先 同区同 1,530 番の 1 地先
北 第	八 8 9 号 線	朔	緑区三保町 1,803 番の 1 地先 同区同 町 1,784 番の 8 地先
元 第	石 2 3 号 線	川	青葉区新石川一丁目 10 番の 6 地先
北 第	山 3 2 号 線	田	都筑区牛久保町 1,805 番地先 同区同 町 1,800 番の 1 地先
北 第	山 3 4 号 線	田	都筑区牛久保町 1,800 番の 1 地先 同区同 町 1,803 番地先

北 第	山 3 5 号 線	都 筑 区 牛 久 保 町 1,803 番 地 先 同 区 同 町 1,817 番 地 先
北 第	山 3 6 号 線	都 筑 区 牛 久 保 町 1,803 番 地 先 同 区 同 町 1,811 番 地 先
北 第	山 3 7 号 線	都 筑 区 牛 久 保 町 1,811 番 地 先 同 区 同 町 1,812 番 地 先
川 第	和 1 9 8 号 線	都 筑 区 佐 江 戸 町 1,347 番 の 1 地 先 同 区 同 町 2,087 番 の 2 地 先
中 第	川 1 6 1 号 線	都 筑 区 大 棚 町 677 番 地 内
中 第	川 1 6 2 号 線	都 筑 区 中 川 町 754 番 の 1 地 先 同 区 大 棚 町 643 番 の 7 地 先
中 第	川 1 6 3 号 線	都 筑 区 中 川 町 756 番 の 1 地 先 同 区 同 町 755 番 地 先
中 第	川 1 6 4 号 線	都 筑 区 中 川 町 752 番 の 2 地 先 同 区 同 町 同 番 の 1 地 先
中 第	川 1 6 5 号 線	都 筑 区 中 川 町 736 番 地 先 同 区 同 町 753 番 の 1 地 先
中 第	川 1 6 6 号 線	都 筑 区 中 川 町 754 番 の 5 地 先 同 区 同 町 758 番 の 1 地 先
中 第	川 1 7 8 号 線	都 筑 区 茅 ケ 崎 町 2,075 番 の 3 地 先 同 区 同 町 2,069 番 地 先
中 第	川 1 7 9 号 線	都 筑 区 茅 ケ 崎 町 2,077 番 地 先 同 区 同 町 2,086 番 の 2 地 先
中 第	川 1 8 0 号 線	都 筑 区 茅 ケ 崎 町 2,088 番 地 先 同 区 同 町 2,129 番 の 1 地 先
中 第	川 1 8 2 号 線	都 筑 区 中 川 町 944 番 地 内

中 第	川 1 9 3 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 2,139 番 の 1 地 内 同 区 同 町 2,137 番 の 2 地 内
中 第	川 1 9 4 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 2,135 番 の 2 地 内 同 区 同 町 2,136 番 の 3 地 内
中 第	川 1 9 5 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 2,132 番 の 1 地 先 同 区 同 町 2,134 番 の 1 地 先
中 第	川 3 7 7 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 415 番 の 1 地 先 同 区 同 町 392 番 の 2 地 先
中 第	川 3 7 8 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 417 番 の 1 地 先 同 区 同 町 394 番 地 先
中 第	川 3 8 4 号 線	都 筑 区 大 棚 町 693 番 の 1 地 先 同 区 同 町 655 番 の 4 地 先
中 第	川 3 8 5 号 線	都 筑 区 大 棚 町 712 番 の 1 地 先 同 区 同 町 692 番 地 先
中 第	川 3 8 8 号 線	都 筑 区 大 棚 町 675 番 地 先 同 区 同 町 657 番 地 先
中 第	川 3 8 9 号 線	都 筑 区 大 棚 町 678 番 の 1 地 先 同 区 同 町 687 番 の 1 地 先
中 第	川 3 9 0 号 線	都 筑 区 大 棚 町 643 番 の 3 地 先 同 区 同 町 710 番 地 先
中 第	川 3 9 1 号 線	都 筑 区 中 川 町 745 番 の 2 地 先 同 区 同 町 743 番 地 先
中 第	川 3 9 2 号 線	都 筑 区 中 川 町 796 番 の 2 地 先 同 区 同 町 764 番 地 先
中 第	川 3 9 3 号 線	都 筑 区 中 川 町 788 番 地 先 同 区 同 町 797 番 地 先
中 第	川 3 9 4 号 線	都 筑 区 中 川 町 803 番 の 2 地 先 同 区 同 町 736 番 地 先

中 第	川 3 9 5 号 線	都 筑 区 中 川 町 846 番 の 3 地 先 同 区 同 町 754 番 の 7 地 先
中 第	川 3 9 6 号 線	都 筑 区 中 川 町 780 番 の 3 地 先 同 区 同 町 746 番 の 4 地 先
中 第	川 3 9 7 号 線	都 筑 区 中 川 町 781 番 の 2 地 先 同 区 同 町 771 番 地 先
中 第	川 3 9 8 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 491 番 の 3 地 先 同 区 同 町 2,063 番 の 1 地 先
中 第	川 4 2 3 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 三 丁 目 26 番 の 6 地 内 同 区 茅 ヶ 崎 町 434 番 の 3 地 先
中 第	川 4 2 6 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 町 2,134 番 の 3 地 先 同 区 同 町 2,135 番 の 3 地 先
中 第	川 4 2 7 号 線	都 筑 区 中 川 町 891 番 の 1 地 先 同 区 茅 ヶ 崎 町 2,128 番 の 2 地 先
中 第	川 4 2 8 号 線	都 筑 区 中 川 町 935 番 の 1 地 先 同 区 同 町 895 番 の 1 地 先
中 第	川 4 2 9 号 線	都 筑 区 中 川 町 924 番 の 3 地 先 同 区 同 町 908 番 の 1 地 先
中 第	川 4 3 0 号 線	都 筑 区 中 川 町 931 番 の 2 地 先 同 区 同 町 904 番 の 1 地 先
中 第	川 6 1 8 号 線	都 筑 区 中 川 町 726 番 の 3 地 先 同 区 同 町 734 番 地 先
中 第	川 6 9 7 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 56 番 の 4 地 先 同 区 同 53 番 の 1 地 先
名 第	瀬 1 3 9 号 線	戸 塚 区 名 瀬 町 1,104 番 の 1 地 先 同 区 同 町 1,103 番 の 1 地 先
戸 第	塚 9 2 号 線	戸 塚 区 戸 塚 町 5,056 番 の 3 地 先 同 区 同 町 同 番 の 5 地 先

戸 第	塚 9 4 号 線	戸 塚 区 矢 部 町 98 番 の 4 地 先 同 区 同 町 同 番 の 1 地 先
今 第	井 2 9 5 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,776 番 地 先 保 土 ケ 谷 区 境 木 本 町 278 番 の 328 地 先
今 第	井 3 4 0 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,829 番 の 3 地 先 同 区 同 町 同 番 の 4 地 先
狩 第	場 町 1 6 7 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,835 番 の 2 地 先 同 区 同 町 同 番 の 13 地 先
狩 第	場 町 1 6 8 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,836 番 の 10 地 先 保 土 ケ 谷 区 境 木 本 町 247 番 地 先
上 第	矢 部 5 7 9 号 線	戸 塚 区 名 瀬 町 76 番 の 2 地 先 同 区 同 町 73 番 の 1 地 先
名 第	瀬 1 8 3 号 線	泉 区 岡 津 町 1,493 番 地 先 同 区 同 町 1,428 番 地 先
中 第	田 3 0 号 線	泉 区 中 田 北 三 丁 目 3,183 番 の 12 地 先 同 区 同 3,181 番 の 1 地 先
希 第	望 が 丘 5 9 号 線	瀬 谷 区 阿 久 和 東 一 丁 目 6 番 の 32 地 先 同 区 同 同 番 の 3 地 先

横 浜 市 告 示 第 25 号

市 道 区 域 の 決 定 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ
う に 道 路 の 区 域 を 決 定 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 告 示 の 日 か
ら 15 日 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 道 路 区 域 の 決 定 及 び 供 用 開 始 の 期 日

平 成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
末 吉 橋 第 2 0 8 号 線	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 1,493 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 1,456 番 の 29 地 先 ま で	m 5.50	m 93.38
大 口 第 6 7 2 号 線	神 奈 川 区 松 見 町 2 丁 目 408 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 同 425 番 の 6 地 先 ま で	4.30 な い し 4.50	120.25
大 口 第 6 7 3 号 線	神 奈 川 区 松 見 町 2 丁 目 435 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 町 同 421 番 の 4 地 先 ま で	4.50 な い し 4.55	111.46
井 土 ケ 谷 第 6 5 2 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,159 番 地 先 か ら 同 区 同 2,175 番 の 2 地 先 ま で	1.80 な い し 1.95	108.50
井 土 ケ 谷 第 6 5 3 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,184 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 2,101 番 の 1 地 先 ま で	4.02 な い し 4.03	37.93

井 土 ケ 谷 第 6 5 4 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,102 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 2,175 番 の 2 地 先 ま で	3.85 な い し 4.60	61.25
蒔 田 第 6 0 4 号 線	南 区 平 楽 115 番 の 6 地 先 か ら 中 区 大 平 町 71 番 の 4 地 先 ま で	4.50	87.65
下 永 谷 第 6 6 2 号 線	港 南 区 芹 が 谷 四 丁 目 2,171 番 の 6 地 先 か ら 同 区 同 1,006 番 の 2 地 先 ま で	4.50	42.96
野 庭 第 4 9 2 号 線	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 5,943 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 5,944 番 の 1 地 先 ま で	1.74 な い し 2.02	18.63
野 庭 第 4 9 3 号 線	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 5,369 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 13 地 先 ま で	6.00	10.64
保 土 ケ 谷 第 5 3 5 号 線	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 468 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 町 470 番 の 1 地 先 ま で	4.00 な い し 4.50	54.69
市 沢 第 4 2 1 号 線	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 531 番 の 9 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 34 地 先 ま で	6.00 な い し 7.00	177.03

希 望 が 丘 第 6 3 3 号 線	旭 区 善 部 町 103 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 町 101 番 の 6 地 先 ま で	4.50 な い し 5.10	174.92
洋 光 台 第 3 9 4 号 線	磯 子 区 杉 田 二 丁 目 1,611 番 の 166 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 22 地 先 ま で	4.00	26.00
朝 比 奈 第 4 9 2 号 線	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 1,452 番 の 8 地 先 か ら 同 区 同 1,423 番 の 10 地 先 ま で	4.82 な い し 6.13	98.57
川 向 第 3 3 6 号 線	港 北 区 新 羽 町 964 番 の 9 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 2 地 先 ま で	7.00 な い し 13.00	144.06
市 ケ 尾 第 3 6 7 号 線	青 葉 区 上 谷 本 町 81 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 町 78 番 の 1 地 先 ま で	4.50	43.71
池 辺 第 6 1 2 号 線	都 筑 区 富 士 見 が 丘 9 番 の 24 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 33 地 先 ま で	6.00	64.99
中 川 第 7 3 9 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 5 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 3 番 の 26 地 先 ま で	6.00	361.66

中 第	川 7 4 0 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 3 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 5 番 の 10 地 先 ま で	6.00	99.77
中 第	川 7 4 1 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 3 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 4 番 の 11 地 先 ま で	6.00	93.52
中 第	川 7 4 2 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 2 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 1 番 の 7 地 先 ま で	6.00	54.96
中 第	川 7 4 3 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 60 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 59 番 の 2 地 先 ま で	6.00	203.76
中 第	川 7 4 4 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 18 地 先 か ら 同 区 同 町 3,001 番 の 8 地 先 ま で	6.00	153.32
中 第	川 7 4 5 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,002 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 町 655 番 の 4 地 先 ま で	6.00	135.92
中 第	川 7 4 6 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 3,002 番 の 6 地 先 ま で	6.00	66.96

中 第	川 7 4 7 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,004 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 3,003 番 の 11 地 先 ま で	12.00 な い し 13.23	140.79
中 第	川 7 4 8 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,003 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 10 地 先 ま で	8.17 な い し 9.15	27.44
中 第	川 7 4 9 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 1 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 5 番 の 11 地 先 ま で	8.00	139.96
中 第	川 7 5 0 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 6 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 7 番 の 10 地 先 ま で	8.00	110.90
中 第	川 7 5 1 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 5 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 6 番 の 8 地 先 ま で	6.00	108.32
中 第	川 7 5 2 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 2 番 地 先 か ら 同 区 同 7 番 の 6 地 先 ま で	12.00	309.29
中 第	川 7 5 3 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 2 番 地 先 か ら 同 区 同 3 番 の 1 地 先 ま で	14.00 な い し 15.00	22.83

中 第	川 7 5 4 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 3 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 4 番 の 24 地 先 ま で	6.00	20.25
中 第	川 7 5 5 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 4 番 の 12 地 先 か ら 同 区 同 9 番 の 6 地 先 ま で	6.00	18.81
中 第	川 7 5 6 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 9 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 8 番 の 6 地 先 ま で	4.50	23.50
中 第	川 7 5 7 号 線	都 筑 区 中 川 八 丁 目 6 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 1 番 の 1 地 先 ま で	4.00	34.94
中 第	川 7 5 8 号 線	都 筑 区 大 棚 町 3,001 番 の 8 地 先 か ら 同 区 同 町 667 番 地 先 ま で	4.00	50.62
中 第	川 7 5 9 号 線	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 三 丁 目 27 番 の 1 地 先 か ら 同 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 3 番 の 5 地 先 ま で	4.00	55.76
戸 第	塚 5 8 3 号 線	戸 塚 区 吉 田 町 1,408 番 の 32 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 41 地 先 ま で	4.50	91.49

汲 第 4 9 3 号 線	戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1,387 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 11 地 先 ま で	4.50	47.18
俣 第 3 5 6 号 線	戸 塚 区 深 谷 町 1,647 番 の 25 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 19 地 先 ま で	4.00	52.53
上 永 谷 第 4 7 7 号 線	戸 塚 区 下 倉 田 町 1,613 番 の 33 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 31 地 先 ま で	5.00	93.19
今 井 第 3 5 6 号 線	戸 塚 区 品 濃 町 1,778 番 の 1 地 先 か ら 保 土 ケ 谷 区 境 木 本 町 247 番 地 先 ま で	18.00 な い し 25.50	344.40
名 瀬 第 5 8 1 号 線	泉 区 岡 津 町 1,454 番 地 先 か ら 同 区 同 町 1,452 番 の 1 地 先 ま で	4.36 な い し 4.37	30.17
名 瀬 第 5 8 2 号 線	泉 区 岡 津 町 1,452 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 1,439 番 の 1 地 先 ま で	4.50 な い し 4.73	106.66
中 田 第 5 9 4 号 線	泉 区 中 田 北 三 丁 目 3,183 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 3,182 番 の 5 地 先 ま で	4.50 な い し 4.54	83.39

中 第	田 5 9 5 号 線	泉 区 中 田 東 二 丁 目 1,767 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 番 の 8 地 先 ま で	4.50	64.84
中 第	田 5 9 6 号 線	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,602 番 の 18 地 先 か ら 同 区 同 番 の 34 地 先 ま で	4.50 な い し 4.52	91.79
五 第	貫 目 1 5 9 号 線	瀬 谷 区 上 瀬 谷 町 13 番 の 7 地 先 か ら 同 区 瀬 谷 町 6,971 番 地 先 ま で	4.24 な い し 7.40	480.56
下 第	瀬 谷 5 2 3 号 線	瀬 谷 区 阿 久 和 西 三 丁 目 15 番 の 7 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 12 地 先 ま で	4.50	97.35

横浜市告示第26号

市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月13日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の決定の期日

平成18年 1 月13日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
井 土 ケ 谷 第 6 5 1 号 線	南 区 永 田 南 一 丁 目 1,860 番 の 82 地 先 から 同 区 同 1,931 番 の 3 地 先 ま で	m 2.95 な い し 3.02	m 53.18
中 川 第 7 6 0 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 1 番 の 1 地 先 から 同 区 同 同 番 の 5 地 先 ま で	8.00 な い し 9.60	149.59
中 川 第 7 6 1 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 3 番 の 1 地 先 から 同 区 同 同 番 の 3 地 先 ま で	8.00	51.36
中 川 第 7 6 2 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 4 番 の 1 地 先 から 同 区 茅 ヶ 崎 中 央 53 番 の 1 地 先 ま で	8.00 な い し 14.00	223.36

横 浜 市 告 示 第 27 号

市 道 区 域 の 供 用 の 開 始

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の ように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 道 路 区 域 の 供 用 開 始 の 期 日

平成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
中 川 第 7 3 3 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 5 番 の 2 地 先 から 同 区 同 2 番 の 2 地 先 まで	m 16.00 な い し 17.00	m 381.59
中 川 第 7 3 4 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 7 番 の 33 地 先 から 同 区 同 3 番 の 1 地 先 まで	9.50	198.51
中 川 第 7 3 5 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 7 番 の 33 地 先 から 同 区 同 6 番 の 9 地 先 まで	9.50	166.42
中 川 第 7 3 6 号 線	都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 3 番 の 1 地 先 から 同 区 同 2 番 の 2 地 先 まで	9.50	167.75

横浜市告示第28号

国道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月13日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成18年 1 月13日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新	区 間	幅 員	延 長
1 号	旧	戸塚区戸塚町 4,175 番の 3 地先から 同 区 同 町 3,921 番の 1 地先まで	m 16.50	m 17.84
	新	同	22.30 な い し 23.70	同

横 浜 市 告 示 第 29 号

県 道 区 域 の 変 更 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ
う に 道 路 の 区 域 を 変 更 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 告 示 の 日 か
ら 15 日 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 道 路 区 域 の 変 更 及 び 供 用 開 始 の 期 日

平 成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧 ・ 新	区 間	幅 員	延 長
東 京 丸 子 横 浜	旧	港 北 区 大 曽 根 一 丁 目 765 番 の 5 地 先 か ら 同 区 師 岡 町 1,158 番 の 1 地 先 ま で	^m 12.00 な い し 15.00	^m 34.45
	新	同	15.00 な い し 16.00	同
横 浜 生 田	旧	都 筑 区 大 棚 町 638 番 の 1 地 先 か ら 同 区 中 川 八 丁 目 6 番 の 1 地 先 ま で	14.67 な い し 22.00	632.52
	新	同	18.00 な い し 22.00	同

横 浜 市 告 示 第 30 号

市 道 区 域 の 変 更 及 び 供 用 の 開 始

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ
う に 道 路 の 区 域 を 変 更 し 、 及 び そ の 供 用 を 開 始 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 告 示 の 日 か
ら 15 日 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 道 路 区 域 の 変 更 及 び 供 用 開 始 の 期 日

平 成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧 ・ 新	区 間	幅 員	延 長
末 吉 橋 第 8 4 号 線	旧	鶴 見 区 駒 岡 三 丁 目 1,394 番 地 先 か ら 同 区 同 1,498 番 の 1 地 先 ま で	^m 4.20 な い し 4.30	^m 31.18
	新	同	4.50	同
末 吉 橋 第 9 1 号 線	旧	鶴 見 区 駒 岡 三 丁 目 1,518 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 1,498 番 の 1 地 先 ま で	4.47	44.44
	新	同	4.50	同

末 吉 橋 第 1 7 6 号 線	旧	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 1,493 番 の 12 地 先 か ら 同 区 同 1,499 番 地 先 ま で	4.90	2.12
	新	同	同	同
市 場 第 3 0 号 線	旧	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 1,171 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 830 番 の 20 地 先 ま で	8.00	24.00
	新	同	9.00	同
東 寺 尾 第 2 5 7 号 線	旧	鶴 見 区 東 寺 尾 中 台 2,019 番 の 17 地 先 か ら 同 区 同 2,011 番 の 4 地 先 ま で	2.80 な い し 3.00	48.20
	新	同	3.37 な い し 5.50	同
鳥 山 第 1 4 3 号 線	旧	神 奈 川 区 菅 田 町 2,329 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 3 地 先 ま で	4.49 な い し 5.01	56.70
	新	同	5.00 な い し 5.51	同

鳥 山 第 1 4 4 号 線	旧	神 奈 川 区 菅 田 町 2,325 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 2,330 番 の 1 地 先 まで	2.70 な い し 2.90	50.16
	新	同	4.10 な い し 4.20	同
鳥 山 第 1 4 5 号 線	旧	神 奈 川 区 菅 田 町 2,313 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 2,331 番 の 1 地 先 まで	2.70 な い し 3.10	122.50
	新	同	3.65 な い し 4.30	同
大 口 第 1 9 5 号 線	旧	神 奈 川 区 松 見 町 2 丁 目 416 番 の 6 地 先 から 同 区 同 町 同 421 番 の 4 地 先 まで	3.05 な い し 3.10	30.26
	新	同	3.20 な い し 4.50	同
大 口 第 4 9 6 号 線	旧	神 奈 川 区 西 大 口 54 番 の 1 地 先 から 同 区 同 47 番 の 11 地 先 まで	2.70 な い し 3.10	93.30
	新	同	3.30 な い し 6.00	同

大 口 第 5 1 3 号 線	旧	神 奈 川 区 西 大 口 49 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 11 番 の 18 地 先 ま で	5.70	7.80
	新	同	5.70 な い し 6.00	同
大 口 第 5 9 6 号 線	旧	神 奈 川 区 神 之 木 町 70 番 の 1 地 先 か ら 同 区 神 之 木 台 22 番 の 2 地 先 ま で	3.60 な い し 3.70	84.82
	新	同	3.80 な い し 3.85	同
羽 沢 第 3 0 1 号 線	旧	神 奈 川 区 羽 沢 町 357 番 の 5 地 先 か ら 同 区 同 町 353 番 の 125 地 先 ま で	3.60 な い し 3.90	45.34
	新	同	4.50	同
峰 沢 第 2 8 2 号 線	旧	神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 169 番 の 14 地 先 か ら 同 区 同 町 167 番 の 38 地 先 ま で	2.80	22.82
	新	同	4.00	同

瑞穂町 第46号線	旧	神奈川県栄町89番の18 地先から 同 区山内町1番の 16地先まで	22.80 ないし 24.79	56.27
	新	同	26.62 ないし 28.39	同
山下町 第151号線	旧	中区羽衣町3丁目66番 の17地先から 同区同町同 同番 の18地先まで	10.88	5.87
	新	同	13.43	同
井土ヶ谷 第125号線	旧	南区中里三丁目371番 の6地先から 同区同 369番 の6地先まで	2.00 ないし 2.19	30.50
	新	同	6.90 ないし 7.11	29.28
井土ヶ谷 第474号線	旧	南区大岡一丁目2,184番 の8地先から 同区同 2,188番 の1地先まで	1.82 ないし 1.92	14.57
	新	同	4.70 ないし 6.90	同

井 土 ヱ 谷 第 5 4 7 号 線	旧	南 区 中 里 三 丁 目 371 番 の 17 地 先 から 同 区 同 365 番 の 3 地 先 まで	2.15 な い し 2.27	43.30
	新	同	6.98 な い し 7.20	40.01
蒔 田 第 4 3 6 号 線	旧	南 区 平 楽 116 番 の 2 地 先 から 同 区 同 108 番 の 2 地 先 まで	1.85	34.21
	新	同	4.50	同
上 大 岡 第 4 6 3 号 線	旧	南 区 大 岡 五 丁 目 1,326 番 の 7 地 先 から 同 区 同 1,544 番 の 150 地 先 まで	1.12 な い し 3.24	11.77
	新	同	3.24 な い し 3.25	同
上 大 岡 第 6 1 2 号 線	旧	南 区 中 里 三 丁 目 427 番 の 3 地 先 から 同 区 同 356 番 の 9 地 先 まで	2.43 な い し 5.80	257.11
	新	同	3.50 な い し 6.78	247.50

下 永 谷 第 2 2 9 号 線	旧	港 南 区 芹 が 谷 四 丁 目 1,006 番 の 7 地 先 か ら 同 区 同 2,171 番 の 9 地 先 ま で	1.99 な い し 5.80	64.83
	新	同	4.51 な い し 6.23	同
下 永 谷 第 2 3 0 号 線	旧	港 南 区 芹 が 谷 四 丁 目 1,006 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 1,007 番 の 1 地 先 ま で	3.71	12.18
	新	同	4.51	同
舞 岡 第 9 6 号 線	旧	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 2,421 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 2,417 番 の 1 地 先 ま で	1.87 な い し 3.31	89.99
	新	同	3.19 な い し 4.50	同
野 庭 第 2 0 6 号 線	旧	港 南 区 日 野 南 四 丁 目 5,943 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 5,369 番 の 1 地 先 ま で	3.79	22.68
	新	同	6.00	同

野 庭 第 3 3 0 号 線	旧	港 南 区 日 野 中 央 一 丁 目 1,426 番 の 12 地 先	4.52 な い し 4.58	45.21
	新	同	5.02 な い し 5.08	同
日 野 第 1 0 0 号 線	旧	港 南 区 日 野 南 一 丁 目 5,127 番 の 16 地 先 から 同 区 同 5,121 番 の 1 地 先 まで	4.50 な い し 4.99	38.41
	新	同	6.00	同
鴨 居 第 2 3 1 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 1,766 番 の 5 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 3 地 先 まで	7.90 な い し 8.00	10.83
	新	同	9.80 な い し 10.40	同
上 星 川 第 3 0 8 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,716 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,798 番 の 4 地 先 まで	1.80 な い し 1.90	172.24
	新	同	3.00 な い し 6.00	同

市 沢 第 2 7 7 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 534 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 532 番 の 1 地 先 ま で	1.80 な い し 2.00	110.55
	新	同	4.50 な い し 6.00	同
市 沢 第 3 3 0 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 832 番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 830 番 の 3 地 先 ま で	1.80 な い し 1.90	25.17
	新	同	6.50 な い し 7.00	同
市 沢 第 3 3 1 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 486 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 474 番 の 1 地 先 ま で	5.40 な い し 6.00	38.59
	新	同	6.00	同
市 沢 第 3 3 5 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 880 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 893 番 地 先 ま で	1.80 な い し 1.85	52.01
	新	同	3.15 な い し 3.20	同

狩 場 町 第 1 3 3 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 境 木 本 町 232 番 の 6 地 先 から 戸 塚 区 平 戸 三 丁 目 1,895 番 の 1 地 先 まで	4.00 な い し 5.55	59.06
	新	同	5.55 な い し 29.00	同
保 土 ケ 谷 第 2 7 8 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 468 番 の 2 地 先 から 同 区 同 町 337 番 の 2 地 先 まで	2.70 な い し 2.80	23.89
	新	同	4.50	同
今 宿 第 1 6 1 号 線	旧	旭 区 今 宿 西 町 445 番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 467 番 の 2 地 先 まで	2.70	34.60
	新	同	4.50	同
東 希 望 が 丘 第 5 3 9 号 線	旧	旭 区 さ ち が 丘 38 番 の 1 地 先 から 同 区 同 32 番 の 9 地 先 まで	3.60 な い し 4.50	31.78
	新	同	4.50	同

川 島 町 第 1 5 5 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 16 番 の 6 地 先 ま で	4.00 な い し 4.50	15.41
	新	同	4.50	同
川 島 町 第 1 5 5 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 15 番 の 1 地 先 ま で	4.00 な い し 5.00	39.96
	新	同	4.50 な い し 5.00	同
川 島 町 第 1 5 5 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 19 番 の 14 地 先 ま で	5.50 な い し 6.50	14.76
	新	同	6.50 な い し 7.50	同
川 島 町 第 1 5 6 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 1 地 先	5.50	2.99
	新	同	同	同

川 島 町 第 1 5 7 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 4 地 先 ま で	4.80 な い し 5.00	77.02
	新	同	4.50 な い し 5.20	同
川 島 町 第 1 5 8 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 28 番 の 1 地 先 ま で	10.80 な い し 12.80	66.14
	新	同	10.50 な い し 13.00	同
川 島 町 第 4 3 7 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 1 地 先	4.50	3.06
	新	同	同	同
二 俣 川 第 1 7 5 号 線	旧	旭 区 南 本 宿 町 66 番 の 55 地 先 か ら 同 区 同 町 65 番 の 4 地 先 ま で	2.00	19.72
	新	同	4.50	56.90

市 沢 第 3 7 号 線	旧	旭 区 市 沢 町 515 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 472 番 の 1 地 先 ま で	2.80 な い し 2.90	93.22
	新	同	3.65 な い し 3.70	同
市 沢 第 3 8 号 線	旧	旭 区 市 沢 町 470 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 町 468 番 の 2 地 先 ま で	2.80	42.59
	新	同	4.50	同
杉 田 第 5 1 6 号 線	旧	金 沢 区 富 岡 西 三 丁 目 1,174 番 の 114 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 223 地 先 ま で	5.95	6.90
	新	同	6.00	同
谷 津 坂 第 1 0 6 号 線	旧	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 1,455 番 地 先 か ら 同 区 高 舟 台 一 丁 目 1,475 番 の 240 地 先 ま で	2.74 な い し 2.79	67.74
	新	同	5.00 な い し 7.50	同

谷 津 坂 第 4 2 9 号 線	旧	金 沢 区 谷 津 町 38 番 地 先 か ら 同 区 同 町 30 番 の 8 地 先 ま で	1.83 な い し 2.81	86.62
	新	同	2.92 な い し 3.87	同
谷 津 坂 第 4 3 5 号 線	旧	金 沢 区 谷 津 町 135 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 30 番 の 13 地 先 ま で	2.53 な い し 3.76	15.41
	新	同	3.28 な い し 3.88	同
高 田 町 第 2 0 9 号 線	旧	港 北 区 高 田 東 二 丁 目 1,619 番 の 1 地 先 か ら 同 区 日 吉 本 町 六 丁 目 69 番 の 1 地 先 ま で	4.00 な い し 4.05	18.71
	新	同	4.50	同
高 田 町 第 5 0 6 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 六 丁 目 33 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 48 番 の 2 地 先 ま で	2.20	7.00
	新	同	4.50 な い し 5.00	同

日 吉 第 9 5 号 線	旧	港 北 区 日 吉 七 丁 目 1,760 番 の 2 地 先 から 同 区 日 吉 五 丁 目 1,742 番 地 先 ま で	7.99 な い し 8.00	54.72
	新	同	9.51 な い し 9.52	同
日 吉 第 2 9 3 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 四 丁 目 845 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1,039 番 の 1 地 先 ま で	9.05	3.10
	新	同	同	同
日 吉 第 3 6 5 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,090 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1,652 番 の 4 地 先 ま で	5.30 な い し 6.50	64.09
	新	同	6.50	同
川 向 第 2 9 9 号 線	旧	港 北 区 新 羽 町 964 番 の 9 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 2 地 先 ま で	4.00	8.58
	新	同	同	同

小 机 第 1 8 2 号 線	旧	港 北 区 小 机 町 920 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 803 番 の 7 地 先 ま で	2.74 な い し 2.79	37.26
	新	同	4.50	同
小 机 第 1 8 3 号 線	旧	港 北 区 小 机 町 805 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 町 803 番 の 10 地 先 ま で	2.73 な い し 2.86	34.81
	新	同	4.05	同
小 机 第 2 9 7 号 線	旧	港 北 区 鳥 山 町 891 番 の 10 地 先 か ら 同 区 同 町 911 番 の 2 地 先 ま で	1.85 な い し 2.15	40.84
	新	同	2.83 な い し 4.05	同
菊 名 第 2 1 3 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 480 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 391 番 の 2 地 先 ま で	7.70 な い し 9.15	54.08
	新	同	9.80 な い し 11.25	同

鴨 居 第 2 3 2 号 線	旧	緑 区 上 山 一 丁 目 386 番 の 1 地 先 から 同 区 同 383 番 の 1 地 先 まで	5.00 な い し 6.50	25.64
	新	同	7.50	同
鴨 居 第 2 3 3 号 線	旧	緑 区 上 山 一 丁 目 373 番 の 1 地 先 から 同 区 同 370 番 の 1 地 先 まで	2.70 な い し 2.75	141.66
	新	同	6.00 な い し 8.00	同
元 石 川 第 2 2 6 号 線	旧	青 葉 区 美 し が 丘 一 丁 目 1 番 の 15 地 先 から 同 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 の 17 地 先 まで	12.00	431.70
	新	同	15.00	同
元 石 川 第 2 4 9 号 線	旧	青 葉 区 新 石 川 三 丁 目 16 番 の 1 地 先 から 同 区 同 15 番 の 12 地 先 まで	8.40 な い し 8.50	57.39
	新	同	12.00	同

元 石 川 第 2 5 6 号 線	旧	青 葉 区 美 し が 丘 一 丁 目 1 番 の 10 地 先 から 同 区 美 し が 丘 二 丁 目 1 番 の 20 地 先 まで	12. 00	44. 83
	新	同	12. 00 な い し 15. 00	同
元 石 川 第 3 2 2 号 線	旧	青 葉 区 新 石 川 三 丁 目 17 番 の 1 地 先 から 同 区 同 14 番 の 8 地 先 まで	8. 50	89. 08
	新	同	12. 00	同
中 川 第 3 3 5 号 線	旧	都 筑 区 茅 ケ 崎 町 2,260 番 地 先 から 同 区 茅 ケ 崎 中 央 59 番 の 2 地 先 まで	8. 07 な い し 9. 53	226. 90
	新	同	9. 00	同
中 川 第 3 7 6 号 線	旧	都 筑 区 茅 ケ 崎 東 四 丁 目 8 番 の 2 地 先 から 同 区 同 351 番 地 先 まで	3. 00	149. 14
	新	同	4. 50	同

中 川 第 3 8 0 号 線	旧	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 1 番 の 1 地 先 から 同 区 同 8 番 の 2 地 先 まで	5.00	135.45
	新	同	7.47 な い し 8.00	同
中 川 第 4 2 3 号 線	旧	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 三 丁 目 27 番 の 4 地 先 から 同 区 茅 ヶ 崎 東 四 丁 目 9 番 の 5 地 先 まで	6.00	186.82
	新	同	同	同
中 川 第 4 3 1 号 線	旧	都 筑 区 中 川 八 丁 目 945 番 地 先 から 同 区 同 3 番 の 26 地 先 まで	5.00	171.13
	新	同	6.00	同
中 川 第 4 4 2 号 線	旧	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 60 番 の 28 地 先 から 同 区 同 2,144 番 の 1 地 先 まで	5.00	72.74
	新	同	6.00	同

池 辺 第 4 5 4 号 線	旧	都 筑 区 大 丸 15 番 の 7 地 先 か ら 同 区 同 13 番 の 21 地 先 ま で	6.00	49.87
	新	同	8.00	同
茅 ヶ 崎 第 3 2 0 号 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 1,927 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 1,922 番 地 先 ま で	2.10 な い し 2.20	9.11
	新	同	3.30 な い し 3.50	同
茅 ヶ 崎 第 3 2 2 号 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 1,930 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 1,927 番 の 1 地 先 ま で	2.10	36.21
	新	同	4.50	同
川 向 第 2 2 2 号 線	旧	都 筑 区 大 熊 町 500 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 町 503 番 地 先 ま で	3.65 な い し 3.85	24.70
	新	同	4.00 な い し 4.40	同

川 向 第 2 4 6 号 線	旧	都 筑 区 折 本 町 415 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 437 番 地 先 ま で	2. 90	16. 45
	新	同	3. 90 な い し 4. 10	同
上 矢 部 第 5 5 3 号 線	旧	戸 塚 区 名 瀬 町 77 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 76 番 の 2 地 先 ま で	4. 30 な い し 4. 60	22. 30
	新	同	4. 40 な い し 4. 60	同
汲 沢 第 4 0 8 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1, 387 番 の 24 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 8 地 先 ま で	3. 50 な い し 4. 00	56. 98
	新	同	4. 50 な い し 7. 00	同
戸 塚 第 2 5 号 線	旧	戸 塚 区 吉 田 町 1, 408 番 の 33 地 先 か ら 同 区 同 町 1, 369 番 の 2 地 先 ま で	1. 90 な い し 2. 06	42. 07
	新	同	4. 50 な い し 9. 50	37. 80

戸 塚 第 2 8 9 号 線	旧	戸 塚 区 吉 田 町 1,407 番 の 5 地 先 か ら 同 区 同 町 1,410 番 の 1 地 先 ま で	3.68 な い し 3.82	38.35
	新	同	4.50	同
深 谷 第 1 7 1 号 線	旧	戸 塚 区 深 谷 町 1,857 番 の 7 地 先 か ら 同 区 同 町 1,647 番 の 31 地 先 ま で	3.00 な い し 4.70	33.80
	新	同	3.70 な い し 4.70	同
深 谷 第 2 2 4 号 線	旧	戸 塚 区 深 谷 町 456 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 506 番 の 6 地 先 ま で	2.60 な い し 2.90	22.33
	新	同	4.50	同
深 谷 第 2 2 5 号 線	旧	戸 塚 区 深 谷 町 410 番 地 先 か ら 同 区 同 町 511 番 の 1 地 先 ま で	1.90 な い し 3.00	37.01
	新	同	4.50	同

桂 町 第 2 9 号 線	旧	栄 区 公 田 町 261 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 町 260 番 の 2 地 先 ま で	2.00	11.42
	新	同	3.20 な い し 4.00	同
宮 沢 第 3 5 1 号 線	旧	泉 区 上 飯 田 町 3,780 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 町 3,949 番 の 3 地 先 ま で	2.43 な い し 2.90	16.68
	新	同	4.00 な い し 4.01	同
宮 沢 第 3 5 5 号 線	旧	泉 区 上 飯 田 町 3,805 番 の 6 地 先 か ら 同 区 同 町 3,923 番 地 先 ま で	2.85 な い し 3.05	33.36
	新	同	4.50 な い し 5.25	同
宮 沢 第 3 5 5 号 線	旧	泉 区 上 飯 田 町 3,780 番 の 11 地 先 か ら 同 区 同 町 3,941 番 の 1 地 先 ま で	2.70 な い し 2.91	27.42
	新	同	4.00	同

名 瀬 第 4 0 0 号 線	旧	泉 区 岡 津 町 1,439 番 の 2 地 先 から 同 区 同 町 186 番 の 9 地 先 まで	4.60 な い し 6.35	26.21
	新	同	6.93 な い し 7.46	同
中 田 第 3 1 4 号 線	旧	泉 区 中 田 東 二 丁 目 1,714 番 の 2 地 先 から 同 区 同 1,767 番 の 8 地 先 まで	2.79 な い し 4.00	53.37
	新	同	3.37 な い し 4.31	同
中 田 第 4 2 6 号 線	旧	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,570 番 の 8 地 先 から 同 区 同 1,602 番 の 34 地 先 まで	3.50 な い し 3.60	64.72
	新	同	3.80 な い し 3.90	同
下 飯 田 第 3 2 5 号 線	旧	泉 区 下 飯 田 町 659 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 188 番 の 1 地 先 まで	6.02 な い し 9.90	204.35
	新	同	10.68 な い し 15.35	同

五 貫 目 第 1 4 0 号 線	旧	瀬 谷 区 上 瀬 谷 町 14 番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 13 番 の 7 地 先 ま で	6.50	76.64
	新	同	6.80 な い し 9.25	同
東 希 望 が 丘 第 3 2 1 号 線	旧	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 283 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 214 番 の 5 地 先 ま で	3.00 な い し 3.40	49.01
	新	同	3.00 な い し 9.23	同
東 希 望 が 丘 第 3 2 2 号 線	旧	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 212 番 の 1 地 先 から 同 区 三 ツ 境 112 番 の 5 地 先 ま で	3.42 な い し 3.90	369.76
	新	同	5.30 な い し 6.63	同
下 瀬 谷 第 3 7 2 号 線	旧	瀬 谷 区 下 瀬 谷 一 丁 目 32 番 の 4 地 先 から 同 区 同 31 番 の 8 地 先 ま で	2.68 な い し 2.80	24.83
	新	同	4.50	同

下 瀬 谷 第 3 7 5 号 線	旧	瀬 谷 区 下 瀬 谷 一 丁 目 32 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 同 番 の 7 地 先 ま で	2.70 な い し 2.80	13.47
	新	同	3.50 な い し 3.60	同
希 望 が 丘 第 5 7 号 線	旧	瀬 谷 区 阿 久 和 東 一 丁 目 6 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 9 番 の 33 地 先 ま で	2.76 な い し 3.45	59.37
	新	同	4.50 な い し 4.58	同
希 望 が 丘 第 2 7 7 号 線	旧	瀬 谷 区 阿 久 和 東 一 丁 目 6 番 の 15 地 先 か ら 同 区 同 5 番 の 1 地 先 ま で	4.17 な い し 5.50	15.74
	新	同	5.65 な い し 6.30	同

横 浜 市 告 示 第 31 号

市 道 区 域 の 変 更

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よ
う に 道 路 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 告 示 の 日 か
ら 15 日 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 道 路 区 域 の 変 更 の 期 日

平 成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧 ・ 新	区 間	幅 員	延 長
羽 沢 第 1 3 8 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 410 番 の 22 地 先 か ら 同 区 同 町 354 番 の 2 地 先 ま で	^m 5.40 な い し 6.50	^m 13.78
	新	同	4.80	同
峰 沢 第 2 6 0 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 峰 沢 町 47 番 の 3 地 先 か ら 同 区 同 町 150 番 地 先 ま で	3.80 な い し 5.80	6.77
	新	同	3.40 な い し 3.70	同

川 島 町 第 1 5 7 号 線	旧	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 18 番 の 4 地 先	4.50	5.72
	新	同	同	同
高 尾 山 第 2 3 8 号 線	旧	緑 区 長 津 田 町 5,126 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 5,111 番 の 2 地 先 まで	18.40	3.95
	新	同	同	同
環 状 4 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 1,000 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,027 番 の 1 地 先 まで	18.00 な い し 19.26	81.51
	新	同	26.20 な い し 35.42	同

横 浜 市 告 示 第 32 号

自 転 車 及 び 歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定

道 路 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 180 号 ） 第 48 条 の 13 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、 次 の 道 路 を 自 転 車 及 び 歩 行 者 専 用 道 路 に 指 定 す る。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 指 定 の 期 日

平 成 18 年 1 月 13 日

2 路 線 名 等

路 線 名	
中 川	第 7 5 7 号 線
中 川	第 7 5 8 号 線
中 川	第 7 5 9 号 線
中 川	第 7 6 0 号 線
中 川	第 7 6 1 号 線
中 川	第 7 6 2 号 線

公 告

横 浜 市 公 告 第 17 号

横 浜 市 技 能 文 化 会 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 技 能 文 化 会 館 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し
た。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 山 下 町 50 番 地 の 2	株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル ホ ー ム ラ イ フ 代 表 取 締 役 社 長 八 木 哲 雄	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 18 号

横 浜 市 高 齢 者 保 養 研 修 施 設 ふ れ ー ゆ の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 高 齢 者 保 養 研 修 施 設 ふ れ ー ゆ の 指 定 管 理 者 と し て 、
次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
川 崎 市 幸 区 堀 川 町 580 番 地	明 治 ア ク ア ・ 山 武 グ ル ー プ 代 表 者 明 治 ア ク ア ス ポ ー ツ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 石 原 良 太 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 19 号

横 浜 市 ス ポ ー ツ 医 科 学 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 ス ポ ー ツ 医 科 学 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の
者 を 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 尾 上 町 6 丁 目 81 番 地	財 団 法 人 横 浜 市 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団 理 事 長 高 井 祿 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

横浜市公告第20号

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、神奈川区、港南区、保土ヶ谷区及び栄区精神障害者生活支援センターの指定管理者として、次の者を指定した。

平成18年 1 月13日

横浜市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	港北区鳥山町1,735番地	財団法人横浜市総合保健医療財団 理事長 今井三男	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	財団法人神奈川県児童医療福祉財団 理事長 飯田進	同
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 高橋勉	同
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	南区唐沢35番地の5	社会福祉法人恵友会 理事長 内田恵美子	同

横 浜 市 公 告 第 21 号

環 境 影 響 評 価 準 備 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 10 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 41 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 15 条 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 浜 金 沢 シ ン シ ア R ・ C セ ン タ ー 建 設 事 業 環 境 影 響 評 価 準 備 書 （ 以 下 「 準 備 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 準 備 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

準 備 書 に つ い て 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

ま た 、 条 例 第 16 条 第 3 項 に 規 定 す る 対 象 市 民 等 は 、 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会 に 対 し 、 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ たい 旨 申 し 出 る こ と が で き る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 事 業 者 の 氏 名 及 び 住 所
株 式 会 社 横 浜 金 沢 シ ン シ ア
代 表 取 締 役 松 坂 幸 洋
金 沢 区 福 浦 一 丁 目 5 番 2 号
- 2 対 象 事 業 の 名 称
（ 仮 称 ） 横 浜 金 沢 シ ン シ ア R ・ C セ ン タ ー 建 設 事 業
- 3 縦 覧 場 所
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 環 境 創 造 局 環 境 保 全 部 環 境 影 響 評 価 課
磯 子 区 磯 子 三 丁 目 5 番 1 号
横 浜 市 磯 子 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号
横 浜 市 金 沢 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 4 縦 覧 期 間
平 成 18 年 1 月 13 日 か ら 平 成 18 年 2 月 27 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 22 号

公 園 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 公 園 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平 安 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 蛸 殻 町 2 丁 目 13 番 9 号	協 栄 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 山 田 豊 三	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 22 年 3 月 31 日 ま で
岸 谷 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	同	同	同
入 江 町 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 6 丁 目 22 番 1 号	太 平 ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 狩 野 伸 彌	同
六 角 橋 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	同	同	同
岡 野 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 21 年 3 月 31 日 ま で
本 牧 市 民 公 園 （ 体 験 学 習 施 設 に 限 る 。 ）	埼 玉 県 朝 霞 市 上 内 間 木 459 番 地 の 1	株 式 会 社 新 柳 北 信 代 表 取 締 役 社 長 上 嶋 道 雄	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

元 町 公 園 (プールに限る。)	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 22 年 3 月 31 日 まで
川 辺 公 園 (プール及び子供用プールに限る。)	東 京 都 中 央 区 築 地 3 丁 目 1 番 10 号	株 式 会 社 オ ー エ ン ス 代 表 取 締 役 社 長 大 木 一 雄	同
大 貫 谷 公 園 (プール及び子供用プールに限る。)	同	同	同
今 川 公 園	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 21 年 3 月 31 日 まで
磯 子 腰 越 公 園 (プール及び子供用プールに限る。)	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 蛸 殻 町 2 丁 目 13 番 9 号	協 栄 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 山 田 豊 三	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 22 年 3 月 31 日 まで
森 町 公 園 (プール及び子供用プールに限る。)	同	同	同
新 杉 田 公 園	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 21 年 3 月 31 日 まで
富 岡 八 幡 公 園 (プール及び子供用プールに限る。)	金 沢 区 海 の 公 園 10 番 地	財 団 法 人 横 浜 市 臨 海 環 境 保 全 事 業 団 理 事 長 布 施 川 文 生	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 22 年 3 月 31 日 まで

長 浜 野 口 記 念 公 園 （ 集 会 施 設 に 限 る 。 ）	神 奈 川 区 栄 町 5 番 地 の 1	相 鉄 エ ー ジ ェ ン シ ー ・ 相 鉄 企 業 ・ 共 立 ・ 神 奈 川 共 立 共 同 事 業 体 代 表 者 株 式 会 社 相 鉄 エ ー ジ ェ ン シ ー 代 表 取 締 役 社 長 山 口 岩 根	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
綱 島 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	東 京 都 台 東 区 台 東 1 丁 目 27 番 1 号	シ ン コ ー ス ポ ー ツ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 石 崎 克 己	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 22 年 3 月 31 日 ま で
菊 名 池 公 園 （ プ ー ル に 限 る 。 ）	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	同
大 倉 山 公 園 （ 集 会 施 設 に 限 る 。 ）	東 京 都 豊 島 区 西 巢 鴨 4 丁 目 9 番 1 号	ア ー ト ネ ッ ト ワ ー ク ・ ジ ャ パ ン と 大 倉 山 水 曜 コ ン サ ー ト 代 表 者 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ー ト ネ ッ ト ワ ー ク ・ ジ ャ パ ン 理 事 長 市 村 作 知 雄	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
千 草 台 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー ル に 限 る 。 ）	東 京 都 台 東 区 台 東 1 丁 目 27 番 1 号	シ ン コ ー ス ポ ー ツ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 石 崎 克 己	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 22 年 3 月 31 日 ま で
茅 ヶ 崎 公 園 （ プ ー ル に 限 る 。 ）	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	同
山 崎 公 園 （ プ ー ル 及 び 子 供 用 プ ー	同	同	同

ルに限る。)			
都 田 公 園	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 6 番 7 号	緑 と コ ミ ュ ニ テ ィ ー グ ル ー プ 代 表 者 藤 造 園 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 藤 卷 司 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 21 年 3 月 31 日 ま で
東 俣 野 中 央 公 園	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	同
金 井 公 園	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 6 番 7 号	緑 と コ ミ ュ ニ テ ィ ー グ ル ー プ 代 表 者 藤 造 園 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 藤 卷 司 郎	同
中 田 中 央 公 園	同	同	同
瀬 谷 本 郷 公 園	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 7 番 地 の 17	財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会 理 事 長 宇 野 公 博	同

横 浜 市 公 告 第 23 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 17 年 5 月 28 日	11404	株 式 会 社 高 橋 組	（ 新 ） 高 橋 光 男	青 葉 区 桂 台 二 丁 目 27 番 地 の 20
			（ 旧 ） 高 橋 和 子	

横 浜 市 公 告 第 24 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 17 年 11 月 1 日	10856	宮 内 建 設 株 式 会 社	（ 新 ） 宮 内 康 治	（ 新 ） 緑 区 鴨 居 四 丁 目 63 番 5 号
			（ 旧 ） 宮 内 康 信	（ 旧 ） 緑 区 鴨 居 三 丁 目 42 番 2 号

横 浜 市 公 告 第 25 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 等 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 等 の 案 の 素 案 を 作 成 し た の で 、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 （ 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ） 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 公 聴 会 を 開 催 し 、 同 規 則 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き そ の 案 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

公 聴 会 に お い て 、 公 述 を 希 望 す る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 公 述 の 申 出 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

- (1) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
 み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 地 区 計 画
- (2) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域
- (3) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 利 用 地 区
- (4) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 臨 港 地 区
 横 浜 港 臨 港 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

西 区 高 島 一 丁 目 、 み な と み ら い 一 丁 目 、 み な と み ら い 二 丁 目 、
み な と み ら い 三 丁 目 、 み な と み ら い 四 丁 目 、 み な と み ら い 五 丁 目
及 び み な と み ら い 六 丁 目 並 び に 中 区 内 田 町 及 び 桜 木 町 地 内

3 公 聴 会 の 開 催 日 時

- (1) 日 時
 平 成 18 年 2 月 15 日 （ 水 ） 午 後 7 時 か ら 午 後 9 時 ま で
- (2) 場 所
 ク イ ー ン ズ ス ク エ ア 横 浜

4 縦 覧 期 間 及 び 公 述 申 出 期 間

平 成 18 年 1 月 13 日 （ 金 ） か ら 平 成 18 年 1 月 27 日 （ 金 ） ま で

5 縦 覧 場 所 及 び 公 述 申 出 書 提 出 先

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 26 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 計 画 案 を 作 成 し た の で
、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区
 小 机 城 趾 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 港 北 区 小 机 町 地 内
- 3 縦 覧 場 所
 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 都 市 計 画 課
- 4 縦 覧 期 間
 平 成 18 年 1 月 13 日 か ら 平 成 18 年 1 月 27 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 27 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 南 舞 岡 一 丁 目 ・ 二 丁 目 住 宅 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表
示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 指 導 部 建 築 調 整 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 公 告 第 28 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 建 築 物 は、 建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 20 条 の 規定 に 違反 して いる の で、 同 法 第 9 条 第 1 項 の 規定 に 基 づ き、 次 の 措置 を と る こ と を 命 じ た。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 措 置 の 内 容
 使 用 禁 止
- 2 建 築 物 の 所 在 地
 鶴 見 区 小 野 町 42 番 、 43 番 の 3 及 び 43 番 の 4
- 3 建 築 物 の 構 造 等
 構 造 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造
 階 数 地 上 10 階 建
 用 途 共 同 住 宅
- 4 被 命 令 者
 区 分 所 有 者

横 浜 市 公 告 第 29 号

都 市 計 画 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 建 築 物 は、都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 43 条 の 規定 に 違反 して いる の で、同 法 第 81 条 第 1 項 の 規定 に 基 づ き、次 の 措置 を と る こ と を 命 じ た。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 措 置 の 内 容
 工 事 の 施 行 停 止
- 2 建 築 物 の 所 在 地
 都 筑 区 牛 久 保 町 1,702 番 の 14
- 3 建 築 物 の 構 造 等
 構 造 木 造
 階 数 地 上 1 階 建
 用 途 倉 庫
- 4 被 命 令 者 の 住 所 及 び 氏 名
 栄 区 公 田 町 2,273 番 地 の 2
 有 限 会 社 丸 信
 代 表 取 締 役 丸 子 信 吾

横 浜 市 公 告 第 30 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 14 年 7 月 19 日 第 14 開 1103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 港 区 芝 2 丁 目 14 番 5 号
 株 式 会 社 明 建
 代 表 取 締 役 荒 川 裕 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 北 区 日 吉 本 町 三 丁 目 1,650 番 の 3 、 1,650 番 の 11 、 1,650 番
 の 22 、 1,650 番 の 28 及 び 1,650 番 の 30

横 浜 市 公 告 第 31 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 16 年 12 月 27 日 第 16 開 212 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 大 田 区 西 蒲 田 8 丁 目 23 番 1 号
 株 式 会 社 ア ゼ ル
 代 表 取 締 役 大 久 保 孝 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 神 奈 川 区 菅 田 町 867 番 の 5 、 867 番 の 6 、 867 番 の 19 、 867 番
 の 27 及 び 867 番 の 79 か ら 867 番 の 84 ま で

横 浜 市 公 告 第 32 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 3 月 10 日 第 16 開 710 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 保 土 ケ 谷 区 東 川 島 町 63 番 地 の 3
 株 式 会 社 高 橋 工 務 店
 代 表 取 締 役 高 橋 伍 市
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 保 土 ケ 谷 区 上 星 川 二 丁 目 564 番 の 1 の 一 部 、 564 番 の 7 、 568
 番 の 1 の 一 部 、 568 番 の 13 及 び 568 番 の 14

横 浜 市 公 告 第 33 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 4 月 26 日 第 17 開 1802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 町 田 市 金 森 1,102 番 地 の 132
 瀧 澤 幸 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 川 和 町 1,436 番 の 9 、 1,436 番 の 10 、 1,436 番 の 12 、 1,
 436 番 の 13 、 1,437 番 の 1 、 1,437 番 の 6 か ら 1,437 番 の 8 ま で
 、 1,437 番 の 10 及 び 1,443 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 34 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号

平 成 17 年 6 月 1 日 第 17 開 1304 号

2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名

南 区 新 川 町 5 丁 目 28 番 地

株 式 会 社 小 俣 組

代 表 取 締 役 小 俣 務

3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称

戸 塚 区 上 矢 部 町 1,027 番 の 一 部 、 1,029 番 の 1 、 1,029 番 の 3
か ら 1,029 番 の 14 ま で 、 1,031 番 の 1 の 一 部 、 1,031 番 の 2 及 び 1,
031 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 35 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 6 月 21 日 第 17 開 501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 29 番 25 号
 株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
 代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 南 区 六 ツ 川 四 丁 目 1,181 番 の 2 、 1,181 番 の 8 の 一 部 及 び 1,1
 81 番 の 9 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 36 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 9 月 5 日 第 17 鶴 開 4 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
 株 式 会 社 真 和 産 業
 代 表 取 締 役 川 口 辰 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 鶴 見 区 岸 谷 三 丁 目 1,621 番 の 3 か ら 1,621 番 の 8 、 1,621 番 の
 9 の 一 部 、 1,621 番 の 10 の 一 部 及 び 1,621 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 37 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 16 年 5 月 14 日 第 16 神 開 2 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 杉 並 区 宮 前 1 丁 目 15 番 の 13
 株 式 会 社 ホ ー ク ・ ワ ン
 代 表 取 締 役 平 塚 孝 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 神 奈 川 区 松 ケ 丘 81 番 及 び 81 番 の 1 の 各 一 部 、 82 番 並 び に 82 番 の
 6 か ら 82 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 38 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 9 月 2 日 第 17 中 開 1 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 葛 飾 区 水 元 2 丁 目 10 番 7 号
 株 式 会 社 マ ル ト モ
 代 表 取 締 役 永 井 典 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 中 区 本 牧 大 里 町 155 番 の 69 及 び 155 番 の 71 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 39 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 1 月 19 日 第 16 南 開 6 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 南 区 若 宮 町 2 丁 目 18 番 グ レ ー ス 弘 明 寺 201 号
 有 限 会 社 ミ ル キ ー ウ ェ イ
 代 表 取 締 役 清 水 英 紀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 南 区 堀 ノ 内 町 2 丁 目 168 番 の 12 及 び 168 番 の 50 の 各 一 部 、 169
 番 の 2 、 169 番 の 4 、 169 番 の 5 、 172 番 の 41 並 び に 172 番 の 54

横 浜 市 公 告 第 40 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 15 年 12 月 26 日 第 15 港 南 開 15 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 港 南 区 港 南 五 丁 目 9 番 10 号
 宗 教 法 人 乗 願 寺
 代 表 役 員 山 中 俊 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 南 区 港 南 六 丁 目 2,260 番 の 1 、 2,260 番 の 4 、 2,260 番 の 5
 、 2,261 番 の 1 か ら 2,261 番 の 3 ま で 、 2,261 番 の 7 、 2,261 番
 の 9 、 2,262 番 の 1 、 2,264 番 の 1 及 び 2,264 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 41 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 6 月 8 日 第 17 港 北 開 3 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 鶴 見 区 下 末 吉 一 丁 目 1 番 24 号
 和 興 開 発 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 千 葉 正 志
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 北 区 高 田 西 五 丁 目 2,741 番 の 4 、 2,741 番 の 57 の 一 部 、 2,74
 1 番 の 58 の 一 部 、 2,741 番 の 60 か ら 2,741 番 の 64 ま で 及 び 2,741
 番 の 65 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 42 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 3 月 28 日 第 16 都 開 16 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 港 北 区 新 羽 町 2,420 番 地
 日 本 ア ン ト ム 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 岡 本 東 洋 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 川 向 町 893 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 43 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 北 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 11 ・ 15 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 1 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 43.50 m
- 5 指 定 の 場 所
 港 北 区 大 豆 戸 町 354 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 三 協 開 発
 代 表 取 締 役 樋 口 征 四 郎

横 浜 市 公 告 第 44 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 南 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 13 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 17 年 12 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 24.12 m
- 5 指 定 の 場 所
 戸 塚 区 下 倉 田 町 1,738 番 の 23 ほ か 4 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
 夢 土 地 有 限 会 社
 代 表 取 締 役 茂 木 幹 夫

横 浜 市 公 告 第 45 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 南 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 13 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 17 年 12 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 43.86 m
- 5 指 定 の 場 所
 戸 塚 区 平 戸 二 丁 目 1,473 番 の 1 ほ か 1 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 ヨ コ ハ マ タ イ ト
 代 表 取 締 役 花 見 志 朗

横 浜 市 公 告 第 46 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 西 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 16 ・ 14 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 17 年 12 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員
 6.00 m
- 4 道 路 の 延 長
 28.11 m
- 5 指 定 の 場 所
 泉 区 白 百 合 三 丁 目 969 番 の 9 ほ か 1 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス
 代 表 取 締 役 荻 間 勉

横 浜 市 公 告 第 47 号

地 域 ま ち づ く り 組 織 の 認 定

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ く り 組 織 を 認 定 し た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 事 業 部 地 域 整 備 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 市 民 等 の 団 体 の 名 称
 鶴 見 区 市 場 西 中 町 ま ち づ く り 協 議 会
- 2 市 民 等 の 団 体 の 所 在 地
 鶴 見 区 市 場 西 中 町

横 浜 市 公 告 第 48 号

地 域 ま ち づ く り 組 織 の 認 定

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ く り 組 織 を 認 定 し た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 事 業 部 地 域 整 備 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 市 民 等 の 団 体 の 名 称
 荏 田 北 二 丁 目 自 治 会 住 環 境 委 員 会
- 2 市 民 等 の 団 体 の 所 在 地
 青 葉 区 荏 田 北 二 丁 目

横 浜 市 公 告 第 49 号

地 域 ま ち づ く り ル ー ル の 認 定 及 び 建 築 等 の 範 囲

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号 ） 第 12 条 第 1 項 の 規 定 及 び 横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 施 行 規 則 （ 平 成 17 年 9 月 横 浜 市 規 則 第 113 号 ） 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ く り ル ー ル を 認 定 し 、 及 び 建 築 等 行 為 届 出 を 要 す る 地 域 ま ち づ く り ル ー ル に 係 る 建 築 等 の 範 囲 を 定 め た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 事 業 部 地 域 整 備 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 地 域 ま ち づ く り ル ー ル の 名 称 及 び 認 定 す る 範 囲

(1) 地 域 ま ち づ く り ル ー ル の 名 称

荏 田 北 二 丁 目 ま ち づ く り 協 定

(2) 認 定 す る 範 囲

荏 田 北 二 丁 目 ま ち づ く り 協 定 に 記 載 さ れ た 範 囲 。 た だ し 、 荏 田 北 二 丁 目 地 区 地 区 整 備 計 画 の B 地 区 の 区 域 内 に お い て は 、 建 築 物 の 用 途 、 建 ぺ い 率 、 容 積 率 及 び 高 さ に 関 す る 部 分 を 除 く 。

2 地 域 ま ち づ く り 組 織

荏 田 北 二 丁 目 自 治 会 住 環 境 委 員 会

3 建 築 等 行 為 届 出 を 要 す る 地 域 ま ち づ く り ル ー ル に 係 る 建 築 等 の 範 囲

(1) 建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 2 条 第 13 号 に 規 定 す る 建 築

(2) 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 4 条 第 12 項 に 規 定 す る 開 発 行 為 、 宅 地 造 成 等 規 制 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 191 号 ） 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 そ の 他 の 土 地 の 区 画 形 質 の 変 更

(3) 工 作 物 （ 建 築 基 準 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 建 築 物 （ 以 下 「 建 築 物 」 と い う 。 ） を 除 く 。 以 下 同 じ 。 ） の 建 設 及 び 設 置

(4) 建 築 物 又 は 工 作 物 の 外 観 の 変 更

(5) 土 地 又 は 建 築 物 の 用 途 の 変 更

(6) 木 竹 の 植 栽 又 は 伐 採

(7) 屋 外 に お け る 物 件 の た い 積

(8) 屋 外 広 告 物 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 189 号 ） 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 屋 外 広 告 物 の 表 示 及 び 屋 外 広 告 物 を 掲 出 す る 物 件 の 設 置

横 浜 市 公 告 第 50 号

港 湾 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 港 湾 施 設 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

区 分	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
建 材 取 扱 施 設	中 区 本 牧 ふ 頭 19 番 地	横 浜 港 建 材 ふ 頭 運 営 会 理 事 長 金 子 雄	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
本 牧 ふ 頭 の 上 屋 等	中 区 本 牧 ふ 頭 1 番 地	横 浜 港 タ ー ミ ナ ル 運 営 協 会 理 事 長 武 田 攻	同
大 さ ん 橋	西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号	相 鉄 企 業 ・ 横 浜 港 振 興 協 会 ・ 相 鉄 エ ー ジ ェ ン シ ー 共 同 事 業 体 代 表 者 相 鉄 企 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 高 林 幸 三 郎 社 長	同
み な と み ら い さ ん 橋	中 区 海 岸 通 1 丁 目 1 番 地	ぷ か り 栈 橋 共 同 事 業 体 代 表 者 社 団 法 人 横 浜 港 振 興 協 会 会 長 徳 川 恒 孝	同
港 湾 関 係 厚 生 施 設	中 区 山 下 町 27 9 番 地 の 1 地 先	社 団 法 人 横 浜 港 湾 福 利 厚 生 協 会 会 長 藤 木 幸 夫	同
国 際 交 流 ゾ ー ン	西 区 み な と み ら い 一 丁 目 1 番 1 号	株 式 会 社 横 浜 国 際 平 和 会 議 場 代 表 取 締 役 岡 本 坦 社 長	同
臨 港 パ ー ク	同	同	同

横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー	大 阪 市 北 区 中 之 島 3 丁 目 6 番 32 号	商 船 三 井 興 産 株 式 会 社 代 表 取 締 役 高 梨 芳 男 社 長	同
八 景 島	金 沢 区 八 景 島	横 浜 八 景 島 パ ー ト ナ ー シ ッ プ 代 表 者 株 式 会 社 横 浜 八 景 島 代 表 取 締 役 布 留 川 信 行	同

（ 備 考 ）

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）別表第1に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

横 浜 市 公 告 第 51 号

横 浜 市 海 づ り 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 海 づ り 施 設 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 大 黒 海 づ り 施 設	中 区 本 牧 ふ 頭 1 番 地	横 浜 港 タ ー ミ ナ ル 運 営 協 会 理 事 長 武 田 攻	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 本 牧 海 づ り 施 設	大 阪 市 中 央 区 備 後 町 2 丁 目 4 番 9 号	株 式 会 社 イ オ ン テ ク ノ サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 社 長 三 好 正 和	同
横 浜 市 磯 子 海 づ り 施 設	中 区 本 牧 ふ 頭 1 番 地	横 浜 港 タ ー ミ ナ ル 運 営 協 会 理 事 長 武 田 攻	同

達

達 第 1 号 （ 平 成 18 年 1 月 9 日 掲 示 済 ）

庁 中 一 般

資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程及び横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 18 年 1 月 9 日

横 浜 市 長 中 田 宏

（資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第 1 条 資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程（昭和 51 年 5 月達第 16 号）の一部を次のように改正する。

別 表 中

「

金 沢 工 場 に 勤 務 す る 料 金 徴 収 、 検 量 、 投 入 及 び 搬 入 物 検 査 業 務 に 従 事 す る 者 及 び 都 筑 工 場 に 勤 務 す る 検 量 、 投 入 、 破 砕 及 び 搬 入 物 検 査 業 務 に 従 事 す る 者	(1)	午 前 7 時 から 午 後 3 時 30 分 ま で
	(2)	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

」

を

「

金 沢 工 場 に 勤 務 す る 料 金 徴 収 、 検 量 、 投 入 及 び 搬 入 物 検 査 業 務 に 従 事 す る 者 及 び 都 筑 工 場 に 勤 務 す る 検 量 、 投 入 、 破 砕 及 び 搬 入 物 検 査 業 務 に 従 事 す る 者	(1)	午 前 7 時 から 午 後 3 時 30 分 ま で
	(2)	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で
	(3)	午 前 9 時 30 分 か ら 午 後 6 時 ま で

」

に 改 め る 。

（横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程（平

成 14 年 3 月 達 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 資 源 循 環 局 工 場 (鶴 見 工 場 を 除 く 。) の 項 を 次 の よう に 改
め る。

工 場 (鶴 見 工 場 除 。)	(1)	午 前 7 時 か ら 午 後 3 時 30 分 ま で	勤 務 時 間 の 途 中 に 45 分 間 を 与 え る 。	勤 務 時 間 の 途 中 に 15 分 間 を 与 え る 。	日 曜 日 及 び 月 曜 土 曜 か ら ま で の 日 間 で あ ら か じ め 工 指 場 長 2 定 す る 日
	(2)	午 前 7 時 45 分 か ら 午 後 4 時 15 分 ま で			
	(3)	午 前 8 時 15 分 か ら 午 後 4 時 45 分 ま で			
	(4)	午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で			
	(5)	午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 30 分 ま で			
	(6)	午 前 9 時 30 分 か ら 午 後 6 時 ま で			

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

区 告 示

旭 区 告 示 第 9 号 （ 平 成 17 年 12 月 22 日 掲 示 済 ）

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 による 団 体 として、次 の と お り 認 可 し た。

平 成 17 年 12 月 22 日

横 浜 市 旭 区 長 早 渕 直 樹

- 1 名 称
 都 岡 町 内 会
- 2 規 約 に 定 め る 目 的
 民 主 主 義 の 精 神 に 基 づ き 、 会 員 の 共 同 生 活 を 通 じ 、 会 員 相 互 の
 親 睦 と 福 祉 を 増 進 し 、 地 域 社 会 の 向 上 発 展 を 図 る。
- 3 区 域
 旭 区 都 岡 町 の 全 域
- 4 事 務 所
 旭 区 都 岡 町 14 番
- 5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所
 塚 本 悦 郎
 旭 区 都 岡 町 55 番 地 の 4
- 6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 理 者 の
 選 任 の 有 無
 無
- 7 代 理 人 の 有 無
 有
- 8 認 可 年 月 日
 平 成 17 年 12 月 22 日

港 南 区 告 示 第 1 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
事 務 所	港 南 区 下 永 谷 町 2,227 番 地 の 4	港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 63 番 28 号
区 域	港 南 区 下 永 谷 町 2,196 番 地 の 2 、 2,197 番 地 の 17 か ら 2,197 番 地 の 98 ま で 、 2,197 番 地 の 148 、 2,197 番 地 の 17 4 、 2,197 番 地 の 179 か ら 2,197 番 地 の 183 ま で 、 2,197 番 地 の 19 1 か ら 2,197 番 地 の 19 4 ま で 、 2,197 番 地 の 202 か ら 2,197 番 地 の 204 ま で 及 び 2,227 番 地 の 4 の 区 域	港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 63 番 、 65 番 か ら 72 番 ま で 及 び 76 番 か ら 79 番 ま で の 区 域

港 南 区 告 示 第 2 号

地 縁 による 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	青 木 孝 悌 港 南 区 下 永 谷 町 2,197 番 地 の 90	朝 日 義 明 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 78 番 3 号

港 南 区 告 示 第 3 号

地 縁 による 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	朝 日 義 明 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 78 番 3 号	小 澤 旭 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 65 番 14 号

港 南 区 告 示 第 4 号

地 縁 による 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	小 澤 旭 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 65 番 14 号	大 村 哲 郎 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 66 番 15 号

港 南 区 告 示 第 5 号

地 縁 による 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	大 村 哲 郎 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 66 番 15 号	山 口 悦 弘 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 77 番 7 号

港 南 区 告 示 第 6 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	山 口 悦 弘 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 77 番 7 号	神 谷 亮 一 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 76 番 11 号

港 南 区 告 示 第 7 号

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 中 永 谷 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の
告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 港 南 区 長 安 武 啓 揮

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	神 谷 亮 一 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 76 番 11 号	橋 本 康 司 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 66 番 8 号

区 公 告

南区公告第 142 号（平成 17 年 12 月 23 日 掲 示 済）

横浜市大岡地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市大岡地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 17 年 12 月 23 日

横浜市南区長 渡 辺 興 三

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市大岡地区センター	南区浦舟町 3 丁目 46 番 地	南区区民利用施設 協会 会長 石 井 正 雄	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日 まで
横浜市永田地区センター			
横浜市南地区センター			
横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス			横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウスの供用開始の日から平成 23 年 3 月 31 日まで
横浜市睦コミュニティハウス			平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日 まで
横浜市六ツ川スポーツ会館			

南 区 公 告 第 143 号 （ 平 成 17 年 12 月 23 日 掲 示 済 ）

老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 南 寿 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 南 寿 荘 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の
者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 23 日

横 浜 市 南 区 長 渡 辺 興 三

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
南 区 浦 舟 町 3 丁 目 46 番 地	南 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 石 井 正 雄	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

西 区 公 告 第 51 号 （ 平 成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済 ）

老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 野 毛 山 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 野 毛 山 荘 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次
の 者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 27 日

横 浜 市 西 区 長 大 場 茂 美

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 齋 藤 史 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

旭 区 公 告 第 73 号 （ 平 成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済 ）

横 浜 市 希 望 が 丘 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 希 望 が 丘 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の
者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 27 日

横 浜 市 旭 区 長 早 渕 直 樹

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 希 望 が 丘 地 区 セ ン タ ー	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12	横 浜 市 旭 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 佐 ヶ 木 明 男	平 成 18 年 9 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 若 葉 台 地 区 セ ン タ ー	旭 区 若 葉 台 三 丁 目 5 番 2 号	財 団 法 人 若 葉 台 管 理 セ ン タ ー 理 事 長 本 田 勝	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 本 村 一 ポ ー ス 会 館	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12	横 浜 市 旭 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 佐 ヶ 木 明 男	

旭 区 公 告 第 74 号 （ 平 成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済 ）

老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 福 寿 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 福 寿 荘 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の
者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 27 日

横 浜 市 旭 区 長 早 渕 直 樹

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 齋 藤 史 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

戸 塚 区 公 告 第 44 号 （ 平 成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済 ）

横 浜 市 上 矢 部 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 上 矢 部 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者
を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 27 日

横 浜 市 塚 区 長 塚 原 良 一

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 上 矢 部 地 区 セ ン タ ー	泉 区 岡 津 町 1,006 番 地 の 6	特 定 非 営 利 活 動 法 人 み ん な の ま ち づ く り ク ラ ブ ・ 特 定 非 営 利 活 動 法 人 建 物 管 理 ネ ッ ト ワ ー ク 代 表 者 特 定 非 営 利 活 動 法 人 み ん な の ま ち づ く り ク ラ ブ 理 事 長 土 屋 眞 理 子	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 大 正 地 区 セ ン タ ー	戸 塚 区 深 谷 町 677 番 地 の 9	大 正 地 域 の 会 理 事 長 杉 山 憲 二	
横 浜 市 戸 塚 地 区 セ ン タ ー	戸 塚 区 戸 塚 町 127 番 地	戸 塚 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 金 子 正 治	
横 浜 市 東 戸 塚 地 区 セ ン タ ー			
横 浜 市 舞 岡 地 区 セ ン タ ー			

戸 塚 区 公 告 第 45 号 （ 平 成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済 ）

老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に
基づき、老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者として、
次の者を指定した。

平成17年12月27日

横 浜 市 戸 塚 区 長 塚 原 良 一

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
戸 塚 区 名 瀬 町 1,566 番 地	社 会 福 祉 法 人 朋 光 会 理 事 長 福 村 正	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

金 沢 区 公 告 第 70 号 （ 平 成 17 年 12 月 28 日 掲 示 済 ）

老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 晴 嵐 かな ざ わ の 指 定 管 理 者 の 指
定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 晴 嵐 かな ざ わ の 指 定 管 理 者 と し て
、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 12 月 28 日

横 浜 市 金 沢 区 長 横 松 進 一 郎

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 齋 藤 史 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

保土ヶ谷区公告第3号（平成18年1月6日揭示済）

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市狩場緑風荘の指定管理者として、次の者を指定した。

平成18年1月6日

横浜市保土ヶ谷区長 金子宣治

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
神奈川県立 町20番地の 1	財団法人横浜市老人クラブ 連 合 会 理 事 長 土 屋 重 雄	平成18年4月1日 から平成23年3月 31日まで

緑 区 公 告 第 1 号（平成 18 年 1 月 6 日 掲 示 済）

横 浜 市 十 日 市 場 ス ポ ー ツ 会 館 及 び 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜
市 緑 ほ の ぼ の 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法（昭 和 22 年 法 律 第 67 号）第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き、横 浜 市 十 日 市 場 ス ポ ー ツ 会 館 及 び 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市
緑 ほ の ぼ の 荘 の 指 定 管 理 者 と し て、次 の 者 を 指 定 し た。

平 成 18 年 1 月 6 日

横 浜 市 緑 区 長 熊 倉 利 男

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 十 日 市 場 ス ポ ー ツ 会 館	青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 19 番 地 の 1	株 式 会 社 A L T C 代 表 取 締 役 社 長 益 山 茂	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 緑 ほ の ぼ の 荘	泉 区 和 泉 町 6,181 番 の 2	社 会 福 祉 法 人 神 奈 川 県 匡 済 会 理 事 長 原 範 行	

水 道 局

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 金 近 忠 彦

水道局規程第 19 号（平成 17 年 12 月 28 日揭示済）

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定任期付職員の給料に関する特例）

第 4 条の 2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

2 特定任期付職員の前項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次に掲げるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4 号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活

用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5 号給
(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が
その知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事
する場合 6 号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が
その知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに
従事する場合 7 号給

- 3 特定任期付職員について、特別の事情により第 1 項の給料表に
掲げる号給により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、その
給料月額を同表に掲げる 7 号給の給料月額にその額と同表に掲げ
る 6 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得ら
れる額を加えた額のいずれかに相当する額（横浜市常勤特別職職
員の給料及び手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 25 号
）第 3 条第 1 項に規定する助役の給料月額（以下「助役給料月額
」という。）未満の額に限る。）又は助役給料月額に相当する額
とすることができる。

第 36 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（特定任期付職員業績手当）

- 第 36 条の 5 条例第 13 条の 3 の特に顕著な業績を挙げたかどうかは
、第 4 条の 2 第 2 項の規定による号給の決定又は同条第 3 項の規
定により給料月額の決定が行われた際に期待された業績に照らし
て判断するものとする。

- 2 特定任期付職員業績手当は、12 月 1 日（以下「基準日」という
。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採
用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある
者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日
）から当該基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業
務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に
対し、前条の定めるところにより支給する当該基準日に係る期末
手当の支給日に支給することができるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職し
た日（以下「退職日」という。）を起算日として前 1 年以内の基
準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任
期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期
付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を
受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職日までの間
にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を
挙げたと認められる特定任期付職員に対し、退職日の属する月の
翌月の給料の支給方法の例により定めた日に支給することができ
るものとする。

第 37 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 2 第2条から第4条まで、第5条及び第6条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(横浜市水道局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正)
- 2 横浜市水道局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成4年3月水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。
第2条中「同規程第36条の2第2項第1号から第4号までに掲げる職を占める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
- (1) 給与規程第36条の2第2項各号に掲げる職を占める職員
- (2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年12月横浜市条例第115号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
第3条第1項中「区分」を「職員の区分」に改め、同項各号を次のように改める。
- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- ア 管理職手当(給与規程第36条の2に定めるものをいう。以下同じ。)の月額がその者の給料月額の100分の22以上100分の24以内とされている職員 12,000 円
- イ 管理職手当の月額がその者の給料月額の100分の16以上100分の17以内とされている職員 10,000 円
- ウ 管理職手当の月額がその者の給料月額の100分の11とされている職員 8,000 円
- エ 管理職手当の月額がその者の給料月額の100分の9以上100分の10以内とされている職員 6,000 円
- (2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- ア 給与規程第4条の2第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の6号給及び7号給並びに給与規程第4条の2第3項の規定による給料月額を支給される職員 12,000 円
- イ 給料表の5号給の給料月額を支給される職員 10,000 円
- ウ 給料表の2号給、3号給及び4号給の給料月額を支給される職員 8,000 円
- エ 給料表の1号給の給料月額を支給される職員 6,000 円

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月28日

横浜市水道事業管理者

水道局長 金 近 忠 彦

水道局規程第20号（平成17年12月28日揭示済）

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和35年3月水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「15,500円」を「15,000円」に改める。

第28条の2（見出しを含む。）、第30条、第37条、第38条及び第39条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表を次のように改める。

別 表 （ 第 3 条 ）

級 別 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	128,900	170,600	203,200	230,200	231,200	278,200	279,600	345,100	346,500	405,900
	2	133,100	179,400	212,700	238,900	239,800	287,700	289,700	357,000	359,000	421,600
	3	137,400	186,500	220,900	248,100	249,300	297,300	299,600	369,400	371,900	437,500
	4	142,100	194,900	230,000	256,800	258,600	307,200	310,200	381,500	384,800	453,500
	5	146,700	203,200	238,600	265,400	267,800	316,700	320,700	394,000	400,100	469,600
	6	151,200	212,700	247,700	274,300	277,100	326,500	332,500	407,200	415,400	485,400
	7	156,000	220,900	256,100	283,100	286,400	336,700	344,000	420,100	430,500	501,400
	8	162,900	230,000	264,500	292,100	295,900	347,200	355,900	432,800	445,400	517,400
	9	170,600	238,600	272,800	300,800	305,200	357,800	367,600	444,700	460,000	533,200
	10	179,400	247,700	281,100	309,500	314,300	367,600	379,100	456,000	474,500	549,100
	11	186,500	256,100	289,300	318,000	323,400	377,400	390,900	467,400	489,100	564,400
	12	192,400	264,500	297,500	326,600	333,000	386,600	402,600	477,100	503,200	578,900
	13	197,900	272,800	305,500	335,100	343,000	394,900	414,800	486,000	517,000	592,800
	14	203,400	281,100	313,800	343,600	352,800	402,000	426,100	493,500	530,400	606,400
	15	208,500	289,300	321,900	350,500	362,000	408,600	437,200	499,700	541,500	618,300
	16	213,400	297,500	330,200	356,900	370,900	414,600	448,200	504,200	549,000	629,500
	17	218,000	300,400	337,700	362,800	379,200	420,100	456,800	508,300	555,700	638,300
	18	222,300	303,000	343,200	367,800	385,800	424,400	463,700	512,600	561,500	647,200
	19	226,400	305,500	348,100	371,400	391,600	428,500	470,200	516,900	567,200	656,100
	20	229,800	308,000	352,900	374,900	396,100	432,000	474,400		573,000	
	21	232,900	310,100	356,600	377,800	399,700	435,300	478,400		578,800	
	22	235,800	311,900	359,300	380,600	402,800	438,300	482,000		584,600	
	23	238,600	313,200	362,000	383,400	405,800	441,300	485,400			
	24	241,400	314,500	364,200	385,900	408,700	444,300	488,800			
	25	242,700	315,800	366,400	388,200	411,700	447,300	492,200			
	26			368,500	390,200	414,700	450,300	495,600			
	27			370,200	392,200	417,700	453,300	499,000			
	28				394,200	420,700	456,300				
	29				396,200	423,700	459,300				
	30					426,700					
	31					429,700					
	32					432,700					
	33					435,700					
	34					438,700					
	35					441,700					
	36					444,700					
再任用 職員		149,500	186,700	214,900	251,600	268,800	292,400	309,600	330,800	365,500	400,100

（横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和 62 年 3 月水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

「

円
137,900
142,600
147,200
151,700
156,600
163,500
171,200
180,000
187,200
193,100
198,600
204,100
209,300

を

「

円
137,400
142,100
146,700
151,200
156,000
162,900
170,600
179,400
186,500
192,400
197,900
203,400
208,500

」

に改める。

（横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）

第 3 条 横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和 36 年 5 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表企業手当の項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部改正）

第 4 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市水道局企業職員の給与等に関する規程（昭和 63 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（横浜市水道局企業職員休暇規程の一部改正）

第 5 条 横浜市水道局企業職員休暇規程（平成 4 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市水道局企業職員の給与に関する規程第28条の2、第30条、第37条、第38条及び第39条の改正規定並びに第3条から第5条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

(最 高 号 給 を 超 え る 給 料 月 額 の 切 替 え 等)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施 行 日 前 の 異 動 者 の 号 給 等 の 調 整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委 任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る

。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 金 近 忠 彦

水 道 局 規 程 第 1 号

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 （ 昭 和 36 年 6 月 水 道 局 規 程 第 2 号 ） の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 24 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

（ 給 水 停 止 処 分 の 解 除 ）

第 25 条 管 理 者 は 、 条 例 第 39 条 第 1 号 の 規 定 に 基 づ き 給 水 を 停 止 し
た 場 合 に お い て 、 同 号 に 掲 げ る 状 態 が 終 了 し た と 認 め る と き は 、
給 水 を 開 始 す る も の と す る 。

2 前 項 の 規 定 に よ る 給 水 の 開 始 は 、 横 浜 市 の 休 日 を 定 め る 条 例 （
平 成 3 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 54 号 ） 第 1 条 第 1 項 の 休 日 を 除 く 日 に
お い て 、 横 浜 市 水 道 局 企 業 職 員 就 業 規 程 （ 昭 和 37 年 4 月 水 道 局 規
程 第 5 号 ） 第 16 条 第 3 項 に 定 め る 時 間 内 に 行 う も の と す る 。 た だ
し 、 管 理 者 が 公 益 上 の 理 由 、 緊 急 の 必 要 等 か ら 特 に 必 要 と 認 め る
と き は 、 こ の 限 り で な い 。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 18 年 1 月 16 日 か ら 施 行 す る 。

交 通 局

横浜市交通局企業職員の給料に関する規程及び横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 魚 谷 憲 治

交通局規程第 18 号（平成 17 年 12 月 28 日揭示済）

横浜市交通局企業職員の給料に関する規程及び横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部を改正する規程
（横浜市交通局企業職員の給料に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市交通局企業職員の給料に関する規程（昭和 62 年 3 月交通局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（特定任期付職員に関する特例）

第 3 条の 2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

2 特定任期付職員の前項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次に掲げるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を

活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第3条第1項に規定する助役の給料月額（以下「助役給料月額」という。）未満の額に限る。）又は助役給料月額に相当する額とすることができる。

（横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部改正）

第2条 横浜市交通局企業職員の手当に関する規程（昭和37年5月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

目次中第8章の次に次の1章を加える。

第9章 特定任期付職員業績手当（第39条）

第7条の2中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」に改め、「昭和62年3月交通局規程第4号」を「昭和62年3月交通局規程第4号。以下「給料規程」という。」に改める。

第32条の2中「指定職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員」を「次の各号に掲げる職員」に改め、次の2号を加える。

(1) 指定職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員

(2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第32条の3中「次に掲げる基準に応じて」を、「次の各号に掲げる職員の区分に応じて」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞ

れ次に定める額とする。

ア 指定職員給料表の職務の級が6級の職員 12,000 円

イ 指定職員給料表の職務の級が5級の職員 10,000 円

ウ 指定職員給料表の職務の級が4級の職員 8,000 円

エ 指定職員給料表の職務の級が3級の職員 6,000 円

(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 給料規程第3条の2の給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）の6号給及び7号給並びに給料規程第3条の2第3項の規定による給料月額を支給される職員
12,000 円

イ 特定任期付職員給料表の5号給の給料月額を支給される職員 10,000 円

ウ 特定任期付職員給料表の2号給、3号給及び4号給の給料月額を支給される職員 8,000 円

エ 特定任期付職員給料表の1号給の給料月額を支給される職員 6,000 円

第8章の次に次の1章を加える。

第9章 特定任期付職員業績手当

（特定任期付職員業績手当）

第39条 条例第13条の3に規定する特に顕著な業績は、給料規程第3条の2第2項の規定による号給の格付け又は同条第3項の規定による給料月額の決定が行われた際に期待された業績に照らして判断するものとする。

2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から当該基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、第36条の2に規定に基づき支給する当該基準日に係る期末手当の支給日に支給することができるものとする。

3 前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職した日（以下「退職日」という。）を起算日として前1年以内の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職日までの間にその者の特定任期付職員

員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる
特定任期付職員に対し、退職日の属する月の翌月の給料の支
給方法の例により定めた日に支給することができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市交通局企業職員の給料に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 魚 谷 憲 治

交通局規程第 19 号

横浜市交通局企業職員の給料に関する規程等の一部を改正する規程

（横浜市交通局企業職員の給料に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市交通局企業職員の給料に関する規程（昭和 62 年 3 月交通局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 から第 1 の 3 までを次のように改める。

別 表 第 1 （ 第 2 条 ）

企 業 職 員 給 料 表 （ 一 ）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	128,900	170,600	203,200	203,200	230,200	231,200
	2	133,100	179,400	212,700	212,700	238,900	239,800
	3	137,400	186,500	220,900	220,900	248,100	249,300
	4	142,100	194,900	230,000	230,000	256,800	258,600
	5	146,700	203,200	238,600	238,600	265,400	267,800
	6	151,200	212,700	247,700	247,700	274,300	277,100
	7	156,000	220,900	256,100	256,100	283,100	286,400
	8	162,900	230,000	264,500	264,500	292,100	295,900
	9	170,600	238,600	272,800	272,800	300,800	305,200
	10	179,400	247,700	281,100	281,100	309,500	314,300
	11	186,500	256,100	289,300	289,300	318,000	323,400
	12	192,400	264,500	297,500	297,500	326,600	333,000
	13	197,900	272,800	305,500	305,500	335,100	343,000
	14	203,400	281,100	313,800	313,800	343,600	352,800
	15	208,500	289,300	321,900	321,900	350,500	362,000
	16	213,400	297,500	329,200	330,200	356,900	370,900
	17	218,000	300,400	336,200	337,700	362,800	379,200
	18	222,300	303,000	340,800	343,200	367,800	385,800
	19	226,400	305,500	344,600	348,100	371,400	391,600
	20	229,800	308,000	347,000	352,900	374,900	396,100
	21	232,900	310,100	348,800	356,600	377,800	399,700
	22	235,800	311,900	350,500	359,300	380,600	402,800
	23	238,600	313,200		362,000	383,400	405,800
	24	241,400	314,500		364,200	385,900	408,700
	25	242,700	315,800		366,400	388,200	411,700
	26				368,500	390,200	414,700
	27				370,200	392,200	417,700
	28					394,200	420,700
	29					396,200	423,700
	30						426,700
31						429,700	
32						432,700	
33						435,700	
34						438,700	
35						441,700	
36						444,700	
再任用職員		149,500	186,700	214,900	214,900	251,600	268,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別 表 第 1 の 2 （ 第 2 条 ）

企 業 職 員 給 料 表 （ 二 ）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1		183,000	200,500	225,500
	2	137,300	188,900	206,500	232,400
	3	144,100	194,700	212,600	239,200
	4	150,900	200,400	219,200	246,300
	5	157,600	206,400	225,400	253,000
	6	164,400	212,500	232,100	259,800
	7	171,200	219,100	238,200	266,300
	8	177,100	224,900	244,000	272,500
	9	183,000	231,000	249,700	278,200
	10	188,300	236,700	255,500	283,600
	11	193,200	242,200	260,800	289,100
	12	198,200	247,800	265,800	294,300
	13	203,500	252,900	270,800	299,600
	14	208,600	258,000	275,700	304,500
	15	213,700	262,800	280,400	309,100
	16	219,900	267,200	285,100	313,700
	17	224,900	271,900	289,100	317,900
	18	229,700	276,500	292,500	322,100
	19	234,500	280,800	295,700	326,100
	20	239,300	284,400	298,600	329,800
	21	242,500	287,000	301,400	333,200
	22	246,500	289,300	304,000	336,300
	23	250,300	291,500	306,700	338,700
	24	253,500	293,500	309,100	341,200
	25	255,800	295,500	311,500	343,400
	26	257,900	297,400	313,600	345,800
	27	259,800	299,200	315,700	347,900
	28	261,100	301,100	317,600	
	29	262,500	302,900	319,700	
	30	264,000	304,800	321,900	
	31	265,700	306,600	323,900	
	32	267,300			
	33	269,000			
	34	270,500			
	35	272,100			
	36	273,700			
	37	275,400			
	38	276,900			
再任用職員		183,600	211,300	227,700	252,900

備 考 この給料表は、運輸吏員、運輸事務吏員、運輸技術吏員、
運輸事務員、乗務員、駅務員、地下鉄保守員及び自動車整備
員に適用する。

別 表 第 1 の 3 （ 第 2 条 ）

企 業 職 員 給 料 表 （ 三 ）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の 職員	1	122,500	162,100	193,000	193,000	218,700	219,600
	2	126,400	170,400	202,100	202,100	227,000	227,800
	3	130,500	177,200	209,900	209,900	235,700	236,800
	4	135,000	185,200	218,500	218,500	244,000	245,700
	5	139,400	193,000	226,700	226,700	252,100	254,400
	6	143,600	202,100	235,300	235,300	260,600	263,200
	7	148,200	209,900	243,300	243,300	268,900	272,100
	8	154,800	218,500	251,300	251,300	277,500	281,100
	9	162,100	226,700	259,200	259,200	285,800	289,900
	10	170,400	235,300	267,000	267,000	294,000	298,600
	11	177,200	243,300	274,800	274,800	302,100	307,200
	12	182,800	251,300	282,600	282,600	310,300	316,400
	13	188,000	259,200	290,200	290,200	318,300	325,900
	14	193,200	267,000	298,100	298,100	326,400	335,200
	15	198,100	274,800	305,800	305,800	333,000	343,900
	16	202,700	282,600	312,700	313,700	339,100	352,400
	17	207,100	285,400	319,400	320,800	344,700	360,200
	18	211,200	287,900	323,800	326,000	349,400	366,500
	19	215,100	290,200	327,400	330,700	352,800	372,000
	20	218,300	292,600	329,700	335,300	356,200	376,300
	21	221,300	294,600	331,400	338,800	358,900	379,700
	22	224,000	296,300	333,000	341,300	361,600	382,700
	23	226,700	297,500		343,900	364,200	385,500
	24	229,300	298,800		346,000	366,600	388,300
	25	230,600	300,000		348,100	368,800	391,100
	26				350,100	370,700	394,000
	27				351,700	372,600	396,800
	28					374,500	399,700
	29					376,400	402,500
	30						405,400
	31						408,200
	32						411,100
	33						413,900
	34						416,800
	35						419,600
	36						422,500
再任用職員		149,500	186,700	214,900	214,900	251,600	268,800

備 考 この給料表は、別表第1の2の適用を受ける職員のうち、
平成16年7月31日に在職する職員に適用する。
別表第2を次のように改める。

別 表 第 2 （ 第 2 条 ） 指 定 職 員 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の 職員	1	231,200	278,200	279,600	345,100	346,500	405,900
	2	239,800	287,700	289,700	357,000	359,000	421,600
	3	249,300	297,300	299,600	369,400	371,900	437,500
	4	258,600	307,200	310,200	381,500	384,800	453,500
	5	267,800	316,700	320,700	394,000	400,100	469,600
	6	277,100	326,500	332,500	407,200	415,400	485,400
	7	286,400	336,700	344,000	420,100	430,500	501,400
	8	295,900	347,200	355,900	432,800	445,400	517,400
	9	305,200	357,800	367,600	444,700	460,000	533,200
	10	314,300	367,600	379,100	456,000	474,500	549,100
	11	323,400	377,400	390,900	467,400	489,100	564,400
	12	333,000	386,600	402,600	477,100	503,200	578,900
	13	343,000	394,900	414,800	486,000	517,000	592,800
	14	352,800	402,000	426,100	493,500	530,400	606,400
	15	362,000	408,600	437,200	499,700	541,500	618,300
	16	370,900	414,600	448,200	504,200	549,000	629,500
	17	379,200	420,100	456,800	508,300	555,700	638,300
	18	385,800	424,400	463,700	512,600	561,500	647,200
	19	391,600	428,500	470,200	516,900	567,200	656,100
	20	396,100	432,000	474,400		573,000	
	21	399,700	435,300	478,400		578,800	
	22	402,800	438,300	482,000		584,600	
	23	405,800	441,300	485,400			
	24	408,700	444,300	488,800			
	25	411,700	447,300	492,200			
	26	414,700	450,300	495,600			
	27	417,700	453,300	499,000			
	28	420,700	456,300				
	29	423,700	459,300				
	30	426,700					
	31	429,700					
	32	432,700					
	33	435,700					
	34	438,700					
	35	441,700					
	36	444,700					
再任用職員		268,800	292,400	309,600	330,800	365,500	400,100

備考 この給料表は、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和41年12月横浜市規則第81号）に定める職員に適用する。

別表第5中「2割5分」を「3割5分以下」に改める。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 （第 17 条）

年 齢 別 最 低 保 障 額 表

年 齢			金 額
歳	～	歳	
15	～	17	137,400
18	～	19	142,100
20	～	21	146,700
22	～	23	151,200
24	～	25	156,000
26	～	27	162,900
28	～	29	170,600
30			179,400
31	～	32	186,500
33	～	34	192,400
35	～	36	197,900
37	～	38	203,400
39 歳	以 上		208,500

（横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市交通局企業職員の手当に関する規程（昭和 37 年 5 月
交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「調整手当」を「地域手当」に改める。

「第 2 章 扶養手当、調整手当及び住居手当」を「第 2 章 扶
養手当、地域手当及び住居手当」に改める。

第 5 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 7 条の 2 中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 9 条中「15,500 円」を「15,000 円」に改める。

第 14 条の 2（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手
当」に改める。

第 14 条の 2 の 2（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手
当」に改める。

第 14 条の 2 の 3（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手
当」に改める。

第 36 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 37 条第 2 項第 1 号中「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に、
「100 分の 90」を「100 分の 92.5」に改め、同条同項第 2 号中「
100 分の 30」を「100 分の 35」に、「100 分の 40」を「100
分の 45」に改める。

（横浜市交通局企業職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第 3 条 横浜市交通局企業職員の給与の特例に関する規程（平成 16

年 3 月 交 通 局 規 程 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 号 中 「100 分 の 98」を「100 分 の 98.2」に 改 め、同 条 第 2 号 中 「100 分 の 95」を「100 分 の 95.2」に 改 め、同 条 第 3 号 中 「100 分 の 93」を「100 分 の 93.2」に 改 め、同 条 第 4 号 中 「100 分 の 92」を「100 分 の 92.2」に 改 め、同 条 第 5 号 中 「100 分 の 90」を「100 分 の 90.2」に 改 め、同 条 第 6 号 中 「100 分 の 88」を「100 分 の 88.2」に 改 め る 。

第 4 条 中 「調 整 手 当」を「地 域 手 当」に 改 め る 。

(交 通 局 企 業 職 員 の 休 職 者 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 4 条 交 通 局 企 業 職 員 の 休 職 者 の 給 与 に 関 す る 規 程 (昭 和 37 年 5 月 交 通 局 規 程 第 10 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 め る 。

第 2 条 中 「調 整 手 当」を「地 域 手 当」に 改 め る 。

(外 国 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 等 に 派 遣 さ れ る 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 改 正)

第 5 条 外 国 の 地 方 公 共 団 体 の 機 関 等 に 派 遣 さ れ る 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (昭 和 63 年 3 月 交 通 局 規 程 第 4 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 め る 。

第 2 条 及 び 第 3 条 中 「調 整 手 当」を「地 域 手 当」に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 規 程 は、平 成 18 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。た だ し、第 2 条 中 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 手 当 に 関 す る 規 程 目 次、第 2 章、第 5 条、第 7 条 の 2、第 14 条 の 2、第 14 条 の 2 の 2、第 14 条 の 2 の 3、第 36 条 及 び 第 37 条 中、第 3 条 中 横 浜 市 交 通 局 企 業 職 員 の 給 与 の 特 例 に 関 す る 規 程 第 4 条、第 4 条 並 び に 第 5 条 の 改 正 規 程 は、平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(最 高 号 給 の 切 替 え 等)

- 2 この 規 程 の 施 行 の 日 (以 下 「施 行 日」とい う。) の 前 日 に お い て 職 務 の 級 に お け る 最 高 の 号 給 又 は 最 高 の 号 給 を 超 え る 給 料 月 額 を 受 け て い た 職 員 の 施 行 日 に お け る 号 給 又 は 給 料 月 額 及 び こ れ ら を 受 け る 期 間 に 通 算 さ れ る こ と と な る 期 間 は、別 に 定 め る。

(施 行 日 前 の 異 動 者 の 号 給 等 の 調 整)

- 3 施 行 日 前 に 職 務 の 級 を 異 に し て 異 動 し た 職 員 及 び 別 に 定 め る こ れ に 準 ず る 職 員 の 施 行 日 に お け る 号 給 又 は 給 料 月 額 及 び こ れ ら を 受 け る こ と と な る 期 間 に つ い て は、そ の 者 が 施 行 日 に お い て 職 務 の 級 を 異 に す る 異 動 等 を し た も の と し た 場 合 と の 均 衡 上 必 要 と 認 め ら れ る 限 度 に お い て、別 に 定 め る と こ ろ に よ り、必 要 な 調 整 を 行 う こ と が で き る。

(平 成 18 年 3 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し 支 給 す る 期 末 手 当 に 関 す る 特 例 措 置)

- 4 平成18年3月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対し支給する期末手当の額については、第2条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員の手当に関する規程（以下「手当規程」という。）第36条の規定にかかわらず、手当規程第36条第1項中「100分の25」とあるのは「100分の30」として、同条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」として、この規定を適用して算定される当該期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあっては、別に定める額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときには、当該期末手当は、支給しない。
- (1) 平成17年4月1日（同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成17年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び管理職手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額
- 5 平成17年4月1日から施行日の前日までの間において交通局職員以外の職員、その他別に定める者（以下「他局職員等」という。）として在職した期間がある職員に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び他局職員等との均衡を考慮して別に定める額」と、「別に定める額」とあるのは「別に定める額及び他局職員等との均衡を考慮して別に定める額の合計額」とする。
- （委任）
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

病 院 経 営 局

横浜市病院経営局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

横浜市病院事業管理者

病院経営局長 岩 崎 榮

病院経営局規程第 42 号（平成 17 年 12 月 28 日揭示済）

横浜市病院経営局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（横浜市病院経営局職員の給与に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市病院経営局職員の給与に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「 15,500 円」を「 15,000 円」に改める。

第 15 条（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 17 条第 1 項第 1 号中「 216,700 円」を「 216,000 円」に改める。

第 30 条及び第 36 条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1 病院経営局行政職員給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		128,900	170,600	203,200	230,200	231,200	278,200	279,600	345,100	346,500	405,900
2		133,100	179,400	212,700	238,900	239,800	287,700	289,700	357,000	359,000	421,600
3		137,400	186,500	220,900	248,100	249,300	297,300	299,600	369,400	371,900	437,500
4		142,100	194,900	230,000	256,800	258,600	307,200	310,200	381,500	384,800	453,500
5		146,700	203,200	238,600	265,400	267,800	316,700	320,700	394,000	400,100	469,600
6		151,200	212,700	247,700	274,300	277,100	326,500	332,500	407,200	415,400	485,400
7		156,000	220,900	256,100	283,100	286,400	336,700	344,000	420,100	430,500	501,400
8		162,900	230,000	264,500	292,100	295,900	347,200	355,900	432,800	445,400	517,400
9		170,600	238,600	272,800	300,800	305,200	357,800	367,600	444,700	460,000	533,200
10		179,400	247,700	281,100	309,500	314,300	367,600	379,100	456,000	474,500	549,100
11		186,500	256,100	289,300	318,000	323,400	377,400	390,900	467,400	489,100	564,400
12		192,400	264,500	297,500	326,600	333,000	386,600	402,600	477,100	503,200	578,900
13		197,900	272,800	305,500	335,100	343,000	394,900	414,800	486,000	517,000	592,800
14		203,400	281,100	313,800	343,600	352,800	402,000	426,100	493,500	530,400	606,400
15		208,500	289,300	321,900	350,500	362,000	408,600	437,200	499,700	541,500	618,300
16		213,400	297,500	330,200	356,900	370,900	414,600	448,200	504,200	549,000	629,500
17		218,000	299,700	337,700	362,800	379,200	420,100	456,800	508,300	555,700	638,300
18		222,300	301,700	343,200	367,800	385,800	424,400	463,700	512,600	561,500	647,200
19		226,400	303,100	348,100	371,400	391,600	428,500	470,200	516,900	567,200	656,100
20		229,800	304,500	352,900	374,900	396,100	432,000	474,400		573,000	
21		232,900	305,800	356,600	377,800	399,700	435,300	478,400		578,800	
22		235,800		359,300	380,600	402,800	438,300	482,000		584,600	
23		238,600		362,000	383,400	405,800	441,300	485,400			
24		241,400		364,200	385,900	408,700	444,300	488,800			
25		242,700		366,400	388,200	411,700	447,300	492,200			
26				368,500	390,200	414,700	450,300	495,600			
27				370,200	392,200	417,700	453,300	499,000			
28					394,200	420,700	456,300				
29					396,200	423,700	459,300				
30						426,700					
31						429,700					
32						432,700					
33						435,700					
34						438,700					
35						441,700					
36						444,700					
再 任 用 職 員		149,500	186,700	214,900	251,600	268,800	292,400	309,600	330,800	365,500	400,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。

別表第2 病院経営局医療職員給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	210,500	296,500	329,000	421,600	421,700
2	219,800	312,100	345,900	433,300	437,500
3	229,200	328,300	362,000	444,700	453,500
4	240,000	345,300	378,300	455,500	469,600
5	252,200	361,600	394,300	466,500	485,400
6	264,600	377,400	410,000	477,400	501,400
7	280,600	393,300	421,600	488,100	517,400
8	295,700	407,500	433,300	498,700	533,200
9	311,000	417,800	444,500	509,000	549,100
10	325,400	427,700	455,300	519,400	564,400
11	339,300	437,600	465,800	529,900	578,900
12	351,500	447,200	476,500	540,300	592,800
13	363,500	456,700	486,900	550,200	606,400
14	375,200	466,100	497,500	559,600	618,300
15	386,700	475,300	506,800	568,300	629,500
16	394,000	482,800	517,100	576,000	638,300
17	399,300	489,400	527,200	582,500	
18	404,600	495,900	534,700	587,600	
19	407,100	500,000	542,000	592,000	
20			546,900	596,400	

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

別表第3 病院経営局医療技術・看護職員等給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	128,900	170,600	203,200	230,200	231,200	278,200	279,600	345,100	346,500
	2	133,100	179,400	212,700	238,900	239,800	287,700	289,700	357,000	359,000
	3	137,400	186,500	220,900	248,100	249,300	297,300	299,600	369,400	371,900
	4	142,100	194,900	230,000	256,800	258,600	307,200	310,200	381,500	384,800
	5	146,700	203,200	238,600	265,400	267,800	316,700	320,700	394,000	400,100
	6	151,200	212,700	247,700	274,300	277,100	326,500	332,500	407,200	415,400
	7	156,000	220,900	256,100	283,100	286,400	336,700	344,000	420,100	430,500
	8	162,900	230,000	264,500	292,100	295,900	347,200	355,900	432,800	445,400
	9	170,600	238,600	272,800	300,800	305,200	357,800	367,600	444,700	460,000
	10	179,400	247,700	281,100	309,500	314,300	367,600	379,100	456,000	474,500
	11	186,500	256,100	289,300	318,000	323,400	377,400	390,900	467,400	489,100
	12	192,400	264,500	297,500	326,600	333,000	386,600	402,600	477,100	503,200
	13	197,900	272,800	305,500	335,100	343,000	394,900	414,800	486,000	517,000
	14	203,400	281,100	313,800	343,600	352,800	402,000	426,100	493,500	530,400
	15	208,500	289,300	321,900	350,500	362,000	408,600	437,200	499,700	541,500
	16	213,400	297,500	330,200	356,900	370,900	414,600	448,200	504,200	549,000
	17	218,000	299,700	337,700	362,800	379,200	420,100	456,800	508,300	555,700
	18	222,300	301,700	343,200	367,800	385,800	424,400	463,700	512,600	561,500
	19	226,400	303,100	348,100	371,400	391,600	428,500	470,200		567,200
	20	229,800	304,500	352,900	374,900	396,100	432,000	474,400		573,000
	21	232,900	305,800	356,600	377,800	399,700	435,300	478,400		578,800
	22	235,800		359,300	380,600	402,800	438,300	482,000		
	23	238,600		362,000	383,400	405,800	441,300	485,400		
	24	241,400		364,200	385,900	408,700	444,300	488,800		
	25	242,700		366,400	388,200	411,700	447,300	492,200		
	26			368,500	390,200	414,700	450,300			
	27			370,200	392,200	417,700	453,300			
	28				394,200	420,700	456,300			
	29					423,700				
	30					426,700				
	31					429,700				
	32					432,700				
	33					435,700				
	34					438,700				
	35					441,700				
	36					444,700				
37					447,700					
再 任 用 職 員		149,500	186,700	214,900	251,600	268,800	292,400	309,600	330,800	365,500

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で、別に定めるものに適用する。

別表第4 病院経営局技能職員等給料表

職員の 区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	128,900	170,600	203,200	230,200	231,200
	2	133,100	179,400	212,700	238,900	239,800
	3	137,400	186,500	220,900	248,100	249,300
	4	142,100	194,900	230,000	256,800	258,600
	5	146,700	203,200	238,600	265,400	267,800
	6	151,200	212,700	247,700	274,300	277,100
	7	156,000	220,900	256,100	283,100	286,400
	8	162,900	230,000	264,500	292,100	295,900
	9	170,600	238,600	272,800	300,800	305,200
	10	179,400	247,700	281,100	309,500	314,300
	11	186,500	256,100	289,300	318,000	323,400
	12	192,400	264,500	297,500	326,600	333,000
	13	197,900	272,800	305,500	335,100	343,000
	14	203,400	281,100	313,800	343,600	352,800
	15	208,600	289,300	321,900	350,500	362,000
	16	213,800	297,500	330,200	356,900	370,900
	17	218,400	300,400	337,700	362,800	379,200
	18	222,700	303,000	343,200	367,800	385,800
	19	226,400	305,500	348,100	371,400	391,600
	20	229,600	308,000	352,900	374,900	396,100
	21	231,300	310,100	356,600	377,800	399,700
	22		311,900	359,300	380,600	402,800
	23		313,200	362,000	383,400	405,800
	24		314,500	364,200	385,900	408,700
	25		315,800	366,400	388,200	411,700
	26			368,500	390,200	414,700
	27			370,200	392,200	417,700
	28				394,200	420,700
	29					423,700
	30					426,700
	31					429,700
	32					432,700
	33					435,700
	34					438,700
再任用 職 員		149,500	186,700	214,900	251,600	268,800

備考 この表は、自動車の運転・整備、ボイラー等の機械の操作・保守等の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、別に定めるものに適用する。

（横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第2条 横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項第1号中「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

（横浜市病院経営局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正）

第3条 横浜市病院経営局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6 年齢別最低保障額表(第18条関係)

年 齢	金 額
歳 歳	円
15 ～ 17	137,400
18 ～ 19	142,100
20 ～ 21	146,700
22 ～ 23	151,200
24 ～ 25	156,000
26 ～ 27	162,900
28 ～ 29	170,600
30	179,400
31 ～ 32	186,500
33 ～ 34	192,400
35 ～ 36	197,900
37 ～ 38	203,400
39歳以上	208,500

（横浜市病院経営局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正）

第 4 条 横浜市病院経営局職員の初任給調整手当に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 7 条)

期間の区分\職員の区分	1 項職員	2 項職員
1 年未満	216,000 円	8,000 円
1 年以上 2 年未満	216,000	8,000
2 年以上 3 年未満	216,000	8,000
3 年以上 4 年未満	216,000	8,000
4 年以上 5 年未満	216,000	8,000
5 年以上 6 年未満	216,000	8,000
6 年以上 7 年未満	216,000	6,400
7 年以上 8 年未満	216,000	4,800
8 年以上 9 年未満	216,000	3,200
9 年以上 10 年未満	216,000	1,600
10 年以上 11 年未満	216,000	
11 年以上 12 年未満	216,000	
12 年以上 13 年未満	216,000	
13 年以上 14 年未満	216,000	
14 年以上 15 年未満	216,000	
15 年以上 16 年未満	216,000	
16 年以上 17 年未満	214,400	
17 年以上 18 年未満	212,800	
18 年以上 19 年未満	211,200	
19 年以上 20 年未満	209,600	
20 年以上 21 年未満	208,000	
21 年以上 22 年未満	201,700	
22 年以上 23 年未満	195,200	
23 年以上 24 年未満	188,900	
24 年以上 25 年未満	182,800	
25 年以上 26 年未満	176,600	
26 年以上 27 年未満	167,200	
27 年以上 28 年未満	158,300	
28 年以上 29 年未満	149,100	
29 年以上 30 年未満	139,800	
30 年以上 31 年未満	130,400	
31 年以上 32 年未満	119,100	
32 年以上 33 年未満	108,100	
33 年以上 34 年未満	90,100	
34 年以上 35 年未満	72,700	
35 年以上 36 年未満	62,900	
36 年以上 37 年未満	53,100	
37 年以上 38 年未満	43,300	
38 年以上 39 年未満	33,500	
39 年以上 40 年未満	24,300	
備考		
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後の期間を示す。		
2 この表において「1 項職員」とは、第 2 条第 1 項に規定する職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項に規定する職を占める職員をいう。		

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市病院経営局職員の給与に関する規程第15条、第30条及び第36条の改正規定、第2条中横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(最 高 号 給 を 超 え る 給 料 月 額 の 切 替 え 等)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施 行 日 前 の 異 動 者 の 号 給 等 の 調 整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平 成 18 年 3 月 1 日 に 在 職 す る 職 員 に 対 し 支 給 す る 期 末 手 当 に 関 す る 特 例 措 置)

- 4 平成18年3月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対し支給する期末手当の額については、第2条の規定による改正後の横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末・勤勉手当規程」という。）第3条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月横浜市条例第44号）第2条第6項及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市病院経営局職員の処遇等に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第23号）第2条第1項の規定にかかわらず、期末・勤勉手当規程第3条第1項中「100分の25」とあるのは「100分の30」として、同条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」として、これらの規定を適用して算定される当該期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあつては、別に定める額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成17年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

- 5 平成17年4月1日から施行日の前日までの間において市長部局、水道局及び交通局の職員、その他別に定める者（以下「他局区職員等」という。）として在職した期間がある職員に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び他局区職員等との均衡を考慮して別に定める額」と、「別に定める額」とあるのは「別に定める額及び他局区職員等との均衡を考慮して別に定める額の合計額」とする。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程の一部改正）

- 7 横浜市病院経営局職員の休暇に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市病院経営局職員の処遇等に関する規程の一部改正）

- 8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市病院経営局職員の処遇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

横浜市病院経営局の任期付職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

平成 17 年 12 月 28 日

横浜市病院事業管理者

病院経営局長 岩 崎

榮

病院経営局規程第 43 号（平成 17 年 12 月 28 日揭示済）

横浜市病院経営局の任期付職員の給与の特例に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年横浜市条例第 115 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、病院経営局の任期付職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与に関する特例）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
1	403,000 円
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

2 前項に規定する特定任期付職員の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2 号給
- (3) 高度な専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4 号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5 号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 病院事業管理者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1から各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第3条第1項に規定する助役の給料月額（以下「助役給料月額」という。）未満の額に限る。）又は助役給料月額に相当する額とすることができる。

（特定任期付職員の業績手当）

第3条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年4月横浜市条例第27号。以下「給与の種類及び基準を定める条例」という。）第13条の3の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、前条第2項の規定による号給の決定又は同条第3項の規定により給料月額の決定が行われた際に期待された業績に照らして判断するものとする。

2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から当該基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、横浜市病院経営局職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第18号）の規定に基づき支給する当該基準日に係る期末手当の支給日に支給することができるものとする。

3 前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職した日（以下「退職日」という。）を起算日として前1年以内の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、退職日の属する月の

翌月の給料の支給方法により定めた日に支給することができるものとする。

- 4 前条第2項による号給の決定、同条第3項の規定による給料月額
の決定及び給与の種類及び基準を定める条例第13条の3第1項
の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内
で行わなければならない。

(給与規程の適用除外)

- 第4条 横浜市病院経営局職員の給与に関する規程(平成17年3月
病院経営局規程第9号)第3条から第5条までの規定は、特定任
期付職員には適用しない。

(委任)

- 第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要
な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(横浜市病院経営局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の
一部改正)
- 2 横浜市病院経営局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平
成17年3月病院経営局規程第16号)の一部を次のように改正す
る。

第2条及び第3条を次のように改める。

- 第2条 給与規程第26条第1項に規定する別に定める職員は、次
の各号に掲げる職員とする。

(1) 横浜市病院経営局職員の管理職手当に関する規程(平成17
年3月病院経営局規程第17号)別表に掲げる職を占める職員
とする。

(2) 横浜市病院経営局の任期付職員の給与に関する規程(平成
17年12月病院経営局規程第43号。以下「任期付職員給与規程
」という。)第2条第1項に規定する特定任期付職員

- 第3条 給与規程第26条第2項に規定する別に定める額は、次の
各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額とする。

ア 管理職手当(条例第12条及び給与規程第29条に定めるも
のをいう。以下同じ。)の月額がその者の給料月額の100
分の22以上100分の24以内とされている職員 12,000 円

イ 管理職手当の月額がその者の給料月額の100分の16以上
100分の17以内とされている職員 10,000 円

ウ 管理職手当の月額がその者の給料月額の100分の11とさ

れている職員 8,000 円

エ 管理職手当の月額がその者の給料月額の 100 分の 9 以上
100 分の 10 以内とされている職員 6,000 円

(2) 前条第 2 号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 任期付職員給与規程第 2 条第 1 項の給料表（以下「給料表」という。）の 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員給与規程第 2 条第 3 項の規定による給料月額を支給されている職員 12,000 円

イ 給料表の 5 号給の給料月額を支給されている職員
10,000 円

ウ 給料表の 2 号給、3 号給及び 4 号給の給料月額を支給されている職員 8,000 円

エ 給料表の 1 号給の給料月額を支給されている職員 6,000 円

教 育 委 員 会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 12 月 21 日

横浜市教育委員会

委員長 梅 田 誠

横浜市教育委員会規則第 39 号（平成 17 年 12 月 21 日揭示済）

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和 59 年 4 月横浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項の次に次の三項を加える。

3 第 1 項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（以下この節において「部」という。）を置くものとする。

(1) 教務、学年の教育活動、広報、渉外、その他（他の部に属さない事項を含む。）学校運営にかかる企画・調整等に関する事項

(2) 教育内容、研究、研修等に関する事項

(3) 児童又は生徒の指導、進路指導、健康、教育相談等に関する事項

4 校長は、前項の規定により部を置く場合にあっては、2 以上の事項を一の部において分掌させ、及び一の事項を 2 以上の部において分掌させることができる。

5 部を統括する者は、第 14 条の 2 第 1 項に規定する主幹教諭をもって充てる。

第 14 条の次に次の二条を加える。

（主幹教諭）

第 14 条の 2 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 主幹教諭は、教育委員会が任命する。

3 主幹教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。

（主幹教諭の職務等）

第 14 条の 3 主幹教諭は、校長及び副校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び副校長の学校運営の補佐に関すること

(2) 部の統括に関すること

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること

2 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、主幹教諭に特定

の職務を行わせることができる。

- 3 主幹教諭は、第15条第1項、第2項及び第46条第1項に規定する主任を兼務する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第41条中「及び第10条から」を「、第10条から第14条第2項まで及び第15条から」に改める。

第48条第1項中「第14条」を「第14条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(実施のための準備)

- 2 前項の規定による改正後の横浜市立学校の管理運営に関する規則第14条第3項から第14条の3まで及び第48条第1項の規定の円滑な実施を確保するため、必要な準備を行うものとする。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月13日

横浜市教育委員会
委員長 梅 田 誠

横浜市教育委員会規則第1号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第34条関係）横浜市立鶴見工業高等学校の部定時制の課程の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会達第 8 号（平成 17 年 12 月 26 日 掲 示 済）

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程（平成元年 2 月
教委達第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 12 月 26 日

横浜市教育委員会

教育長 伯 井 美 徳

第 1 条中「第 13 条第 1 項」を「第 11 条」に、「第 3 条」を「第 9
条第 2 項」に改める。

第 2 条第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の主幹教諭

第 14 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第
6 号とし、第 4 号中「横浜国立大学教育学部附属学校の文部教官」
を「国立大学法人附属学校の教員」に改め、同号を第 5 号とし、第
3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 主幹教諭

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規
定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備）

- 2 施行後の横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す
る規則（平成 17 年教委規則第 39 号）附則第 2 項の規定による実施
のための準備として、この達の第 2 条第 3 号に規定する主幹教諭
の選考に必要な手続を行うことができる。

区 選 挙 管 理 委 員 会

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 の 補 欠

平 成 17 年 12 月 20 日 本 委 員 会 委 員 有 波 良 枝 及 び 三 橋 武 士 が 退 職 し た
の で 、 平 成 17 年 12 月 21 日 本 委 員 会 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 太 田 弘

中 区 山 田 町 5 番 地 の 1

小 島 弘 之

中 区 根 岸 町 2 丁 目 62 番 地

新 井 美 佐 子

鶴見区選挙管理委員会告示第1号

委員長等の住所及び氏名

平成17年12月21日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

平成18年 1 月13日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長 神 野 享 允

委員長

鶴見区北寺尾七丁目22番1号

神 野 享 允

委員長職務代理者

鶴見区北寺尾三丁目10番13－402号

小 塚 悦 子

神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 長 等 の 住 所 及 び 氏 名

平 成 17 年 12 月 21 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 根 岸 時 郎

委 員 長

神 奈 川 区 菅 田 町 1,775 番 地 の 4

根 岸 時 郎

委 員 長 職 務 代 理 者

神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 12 番 一 207 号

三 浦 悦 子

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 長 等 の 住 所 及 び 氏 名

平 成 17 年 12 月 21 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 福 田 智 子

委 員 長

西 区 御 所 山 町 28 番 地

福 田 智 子

委 員 長 職 務 代 理 者

西 区 東 久 保 町 30 番 15 号

菊 池 恒 夫

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号

委 員 長 等 の 住 所 及 び 氏 名

平 成 17 年 12 月 21 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 太 田 弘

委 員 長

中 区 根 岸 町 1 丁 目 20 番 地

太 田 弘

委 員 長 職 務 代 理 者

中 区 本 郷 町 3 丁 目 203 番 地

小 尾 一 女

磯子区選挙管理委員会告示第1号

委員長等の住所及び氏名

平成17年12月22日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

平成18年 1 月13日

横浜市磯子区選挙管理委員会

委員長 植 木 成 信

委員長

磯子区杉田八丁目33番14号

植 木 成 信

委員長職務代理者

磯子区氷取沢町 1,010 番地

前 田 修

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 長 等 の 住 所 及 び 氏 名

平 成 17 年 12 月 16 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 米 倉 松 司

委 員 長

戸 塚 区 小 雀 町 956 番 地

米 倉 松 司

委 員 長 職 務 代 理 者

戸 塚 区 秋 葉 町 273 番 地 の 2

小 黒 清 介

栄区選挙管理委員会告示第 1 号

委員長等の住所及び氏名

平成 17 年 12 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

平成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 石 井 昭 彦

委員長

栄区笠間二丁目 25 番 17 号

石 井 昭 彦

委員長職務代理者

栄区上郷町 268 番地

角 田 正 一

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

委 員 長 等 の 住 所 及 び 氏 名

平 成 17 年 12 月 16 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

平 成 18 年 1 月 13 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 瀧 五 郎

委 員 長

泉 区 和 泉 町 2,788 番 地 の 10

大 瀧 五 郎

委 員 長 職 務 代 理 者

泉 区 和 泉 町 7,589 番 地

石 川 伊 之 助

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 16 号 (平 成 17 年 12 月 21 日 掲 示 済)

平 成 17 年 度 第 1 回 定 期 監 査 及 び 第 1 回 財 政 援 助 団 体 等 監
査 の 結 果 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 199 条 の 規 定 に 基 づ き 監 査
を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

平 成 17 年 12 月 21 日

横 浜 市 監 査 委 員	一 杉 哲 也
同	須 須 木 永 一
同	田 野 井 一 雄
同	高 橋 稔

市 会

平成 1 7 年第 4 回市会定例会会議事項（第 1 日）

- 1 開会日時 1 2 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 出席議員 9 0 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1 2 月 7 日から 1 2 月 2 2 日までの 1 6 日間と決定

決算市第 1 号	平成 1 6 年度横浜市一般会計歳入歳出決算
決算市第 2 号	平成 1 6 年度横浜市国民健康保険事業費会計歳入歳出決算
決算市第 5 号	平成 1 6 年度横浜市立大学費会計歳入歳出決算
決算水第 1 号	平成 1 6 年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表
決算交第 2 号	平成 1 6 年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表
決算交第 1 号	平成 1 6 年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表
決算市第 1 0 号	平成 1 6 年度横浜市交通災害共済事業費会計歳入歳出決算
決算市第 1 2 号	平成 1 6 年度横浜市公害被害者救済事業費会計歳入歳出決算
決算市第 1 3 号	平成 1 6 年度横浜市市街地開発事業費会計歳入歳出決算
決算市第 1 4 号	平成 1 6 年度横浜市自動車駐車場事業費会計歳入歳出決算
決算市第 2 0 号	平成 1 6 年度横浜市埋立事業決算報告書その他財務諸表
決算市第 8 号	平成 1 6 年度横浜市中心部と畜場費会計歳入歳出決算
決算市第 1 8 号	平成 1 6 年度横浜市病院事業決算報告書その他財務諸表
決算水第 2 号	平成 1 6 年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表
決算市第 3 号	平成 1 6 年度横浜市老人保健医療事業費会計歳入歳出決算
決算市第 4 号	平成 1 6 年度横浜市介護保険事業費会計歳入歳出決算
決算市第 6 号	平成 1 6 年度横浜市港湾整備事業費会計歳入歳出決算
決算市第 7 号	平成 1 6 年度横浜市中心卸売市場費会計歳入歳出決算
決算市第 9 号	平成 1 6 年度横浜市母子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算
決算市第 1 1 号	平成 1 6 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計歳入歳出決算

決算市第 1 5 号	平成 1 6 年度横浜市新墓園事業費会計歳入歳出決算
決算市第 1 6 号	平成 1 6 年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算
決算市第 1 7 号	平成 1 6 年度横浜市市債金会計歳入歳出決算
決算市第 1 9 号	平成 1 6 年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表
以上平成 1 6 年度横浜市各会計決算 2 4 件（付託分）委員会報告どおり認定	
市報第 1 1 号	市営住宅使用料支払等即決和解申立事件及び市営住宅使用料支払等調停申立事件についての和解及び調停の専決処分報告
市報第 1 2 号	自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
以上 2 件報告	
市報第 1 3 号	損害賠償請求事件に係る控訴の提起についての専決処分報告
市第 9 2 号議案	横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定
市第 9 3 号議案	横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部条例の制定
市第 9 4 号議案	横浜市国民保護協議会条例の制定
市第 9 5 号議案	横浜都心機能誘導地区建築条例の制定
市第 9 6 号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
市第 9 7 号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第 9 8 号議案	横浜市公債条例の一部改正
市第 9 9 号議案	横浜市地区センター条例の一部改正
市第 1 0 0 号議案	横浜市消費生活条例の一部改正
市第 1 0 1 号議案	横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正
市第 1 0 2 号議案	横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正
市第 1 0 3 号議案	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
市第 1 0 4 号議案	横浜国際港都建設事業瀬谷駅北地区土地区画整理事業施行条例等の一部改正
市第 1 0 5 号議案	横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正
市第 1 0 6 号議案	横浜市火災予防条例の一部改正

市第107号議案	横浜市スポーツ施設条例の一部改正
市第108号議案	末吉橋第208号線等市道路線の認定及び廃止
市第109号議案	横浜市技能文化会館の指定管理者の指定
市第110号議案	横浜こども科学館の指定管理者の指定
市第111号議案	青少年施設の指定管理者の指定
市第112号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第113号議案	横浜美術館の指定管理者の指定
市第114号議案	区民文化センターの指定管理者の指定
市第115号議案	能楽堂の指定管理者の指定
市第116号議案	横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定
市第117号議案	老人福祉施設の指定管理者の指定
市第118号議案	横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定
市第119号議案	横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定
市第120号議案	精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定
市第121号議案	公園の指定管理者の指定
市第122号議案	横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定
市第123号議案	港湾施設の指定管理者の指定
市第124号議案	海づり施設の指定管理者の指定
市第125号議案	横浜市国際学生会館の指定管理者の指定
市第126号議案	横浜市歴史博物館の指定管理者の指定
市第127号議案	横浜開港資料館の指定管理者の指定
市第128号議案	横浜都市発展記念館の指定管理者の指定
市第129号議案	横浜ユーラシア文化館の指定管理者の指定
市第130号議案	横浜市三殿台考古館の指定管理者の指定
市第131号議案	スポーツ施設の指定管理者の指定
市第132号議案	戸井裕介申立ての損害賠償請求調停申立事件についての調停
市第133号議案	当せん金付証票発売の限度額
市第134号議案	都市計画道路環状2号線（新横浜駅北口地区）街路整備工事請負契約の締結
市第135号議案	コンフォール明神台第2期新築工事（建築工事）請負契約の変更
市第136号議案	平成17年度横浜市一般会計補正予算（第6号）
以上46件関係常任委員会に付託	

4 散会時刻 午後3時04分

平成 1 7 年第 4 回市会定例会会議事項（第 2 日）

- 1 開議日時 1 2 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 出席議員 8 9 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第137号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正
以上関係常任委員会に付託

一般質問

斉藤達也君、川口珠江君、源波正保君、遠田晴子君、大貫憲夫君、
若林智子君、清水富雄君、飯沢清人君、斉藤伸一君、太田正孝君

- 4 散会時刻 午後 5 時 2 1 分

平成 1 7 年第 4 回市会定例会会議事項（第 3 日）

- 1 開議日時 1 2 月 2 2 日 午後 2 時 0 0 分
- 2 出席議員 8 7 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第 1 3 号 損害賠償請求事件に係る控訴の提起についての専決処分報告

以上（付託分）委員会報告どおり承認

市第 9 3 号議案	横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部 条例の制定
市第 9 4 号議案	横浜市国民保護協議会条例の制定
市第 9 6 号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
市第 9 7 号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第105号議案	横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改 正
市第101号議案	横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する 条例の一部改正
市第104号議案	横浜国際港都建設事業瀬谷駅北地区土地区画整理事業施行 条例等の一部改正
市第107号議案	横浜市スポーツ施設条例の一部改正
市第109号議案	横浜市技能文化会館の指定管理者の指定
市第112号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第114号議案	区民文化センターの指定管理者の指定
市第118号議案	横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定
市第121号議案	公園の指定管理者の指定
市第123号議案	港湾施設の指定管理者の指定
市第124号議案	海づり施設の指定管理者の指定
市第131号議案	スポーツ施設の指定管理者の指定
市第 9 5 号議案	横浜都心機能誘導地区建築条例の制定
市第102号議案	横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正
市第103号議案	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部改正

市第136号議案	平成17年度横浜市一般会計補正予算（第6号）
市第92号議案	横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する 条例の制定
市第98号議案	横浜市公債条例の一部改正
市第99号議案	横浜市地区センター条例の一部改正
市第100号議案	横浜市消費生活条例の一部改正
市第106号議案	横浜市火災予防条例の一部改正
市第108号議案	末吉橋第208号線等市道路線の認定及び廃止
市第110号議案	横浜こども科学館の指定管理者の指定
市第111号議案	青少年施設の指定管理者の指定
市第113号議案	横浜美術館の指定管理者の指定
市第115号議案	能楽堂の指定管理者の指定
市第116号議案	横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定
市第117号議案	老人福祉施設の指定管理者の指定
市第119号議案	横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定
市第120号議案	精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定
市第122号議案	横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定
市第125号議案	横浜市国際学生会館の指定管理者の指定
市第126号議案	横浜市歴史博物館の指定管理者の指定
市第127号議案	横浜開港資料館の指定管理者の指定
市第128号議案	横浜都市発展記念館の指定管理者の指定
市第129号議案	横浜ユーラシア文化館の指定管理者の指定
市第130号議案	横浜市三殿台考古館の指定管理者の指定
市第132号議案	戸井裕介申立ての損害賠償請求調停申立事件についての調 停
市第133号議案	当せん金付証票発売の限度額
市第134号議案	都市計画道路環状2号線（新横浜駅北口地区）街路整備工 事請負契約の締結
市第135号議案	コンフォール明神台第2期新築工事（建築工事）請負契約 の変更
市第137号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市職員に対 する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正
以上46件（付託分）委員会報告どおり原案可決	

請願第 21 号及び 西区おでかけサポートバスの本格運行の実施について
請願第 22 号

- 請願第 1 8 号 池子住宅地区及び海軍補助施設における米軍住宅建設反対等について
- 請願第 1 5 号 環状 2 号線屏風ヶ浦バイパスの工事欠陥の徹底的調査等について
- 請願第 1 4 号 福祉施設（磯子区丸山二丁目）の工事中止指導について
- 請願第 1 7 号 保育予算の充実等について
- 請願第 1 9 号 小・中学校の 3 0 人学級の実施等について
- 請願第 2 0 号 学校給食調理業務の民間委託拡大の慎重な対応等について
- 請願第 2 3 号 学童保育事業の充実等について

以上 9 件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 請願第 1 6 号 自立支援医療制度にかかる診断書等無償交付に関する意見書の提出方について

以上（付託分）委員会報告どおり採択

- 議第 1 2 号議案 子供の安全確保対策強化を求める意見書の提出
- 議第 1 3 号議案 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）にかかる医師の診断書等無償交付に関する意見書の提出
- 議第 1 4 号議案 酒類等へのリターナブル容器の普及促進に関する意見書の提出

以上 3 件委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市第138号議案 横浜市人事委員会委員の選任

以上委員会付託を省略、即決にて原案同意

閉会中継続審査

委員会所管事務 1 9 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後 2 時 5 1 分

正 誤

平成 17 年 定 期 第 610 号 45 ページ 上 から 17 行 目 「若 林 信 子」
は「松 林 信 子」の 誤 り。